

2013 年度第 1 回（通算第 4 回）

ジェットロ環境社会配慮諮問委員会 ガイドライン改定 WG 会合

日時：2013 年 4 月 26 日（金）14：00～16：11

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

では、座長いらっしゃいましたので開始したいと思います。今日もよろしくお願ひいたします。

いつものとおり事務連絡を最初にやっけてしまひますけども、今日、総務課長の仲條は、急遽、役所に呼び出されて、欠席でございますので、ご了解いただければと思ひます。

それから、議事録は、いつもの通り、取らせていただきます。

それから 3 番目、配付資料でございますけども、次第と名簿を除いて、今日は 5 種類です。事務局のほうで作成した前回のポイントメモというものが 1 枚、村山先生からいただいた議論のメモ、これが 1 つ、それから、前回もお配りしまひましたけども、案件審査じゃなくて調査の応募要領の写し 1 枚、それから（ガイドラインの）Ⅰ部、Ⅱ部の修正文案 1 つ、それから旧ガイドライン、この 5 つでございます。

それから、次第でございますけれども、再々修正がありまして、Ⅰ部、Ⅱ部の修正を先にやらせていただいて、それからⅢ部のほうの議論に入らせていただければと思ひます。Ⅰ部、Ⅱ部、あまりここで時間をくってしまうともったいないんで、30 分から 40 分ぐらいではないかな、と思ひております。

座長、もしよろしければ、Ⅰ部、Ⅱ部のほうから始めさせていただきます。

村山座長：

はい。

佐々木主幹：

はい、よろしいですか。じゃあ、作本さんのほうから、最初にお願いできますでしょうか。

作本審査役：

よろしいですか。では皆様方、前回のワーキンググループでいただいた、意見あるいはコメントを参考にさせていただきながら、ガイドラインを修正させていただきました。今、お手元の緑の縦線が入った、こちらの資料のほうで、修正箇所は緑になってるところで、

それに対するコメントは、右脇に書いてあります。

これまでの累積した修正箇所というのは、本来は一緒にお渡ししたほうがよろしいんですけど、かなりの量になりまして、もう全く読みづらいつと。もう線だらけで、読みづらいつとということで、ちょっと今回申し訳ありません、前回の修正箇所だけを残す、ということの基本にさせていただきました。

第 I 部から、もう 1 回確認させていただきます。

上の第 1 パラグラフ、基本理念の第——その前にちょっと、目次のほうに戻ります。目次のほうは、第 I 部、II 部、III 部、これ、従来どおりの目次をそのまま使っております。ただ、別紙の、この 1 だけが、巻末に持っていったのと、中身が国際条約で取り組み、参考となるような取り組みということで、こちらのほうに動かしております。

本文のほうの第 I 部でありますけども、冒頭の第 1 パラでありますけども、これは柳委員からご指摘いただいた文章、まさに、文章を直したらということであります。ここに書いてありますように、「経済協力促進に寄与することを目的に」、主語はジェットロでありますけど、「設置され、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する独立行政法人である」という、独法というのを最後に持ってくる、形の文章にいたしました。これが第 1 パラ。

第 2 パラは、ちょうど前々回のワーキンググループで、「産業都市型の公害」という、この言葉が残るような形で、修正してくれないかというような話があったかと思います。それを受けて、ちょっと文章、2 カ所ぐらい、手を加えさせていただいておりますけども、合計、中身としては 3 つ、緑の部分だけにつきましては、アジアでの途上国で、この産業都市型公害がまず見られると、2 つ目が地球規模の環境問題、というか地球環境問題というのが登場した、3 つ目に国際協力、こういう並びでちょっと置いてみました。

緑のほうに入りますが、環境問題の分野では、これ前回なかった言葉でありますけども、その前に述べてるグローバル化とか、民主化とやっぱり、環境とは別のことですので、ちょっと、「環境問題の分野では」ということをちょっと入れさせてもらいまして、その次は、同じの文章です、「先進諸国の高度成長期に経験した産業・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、共通のものとなってきた」、これは前と同じ文章であります。「さらに」ということで、次に地球環境問題で、「地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題」や、もう 1 つ「生態系破壊の問題等が顕著となり」ということで 2 つ目。3 つ目が、「先進国と途上国両方にとって、持続可能な開発のための国際協力が重視されるようになってきた」ということで、今回この「国際協力が重視」の前に、「持続可能な開発」という、ちょっと枕言葉みたいのを入れさせてもらうことで、ちょっとトーンを、揃えただけのことですけれども、そういう文章に変えさせていただきました。内容的には変わっておりません。3 つの内容が含まれているということになります。

それから下のパラ、3 になりますが、こちらでは、前に中期計画を使った表現が出て、「中期計画が、毎回、修正、訂正されたら、また書き直すんですか」という、そういうコメン

トを、このワーキンググループでいただきました。そういうことで、ここでわれわれのよりどころといたしまして、環境配慮の規程というのを、このジェットロでつくっております。ちょうど2007年から8年に、皆さん方にご協力いただいてガイドラインを策定したときに、あわせて、内部の規程——規程というのは、ほかの規則というよりも、一番上位のもので、ジェットロにおいて。それをこちらで引用させていただきますして、環境関連の内容ですね、こちらに引用させていただくということにしました。

そういうことで、環境、一番下でありますけど、「環境社会配慮に関するこのような国際的な取り組みと意識の変化に対応して、ジェットロは、2007年12月に『環境社会配慮の実施に関する規程』を制定した」ということにしています。で、「同規程第2条1項」は、次のような文言を言っていますから、「機構は、役職員その他の関係者の環境社会への負の影響の回避又は最小化に関する意識を」、裏面でありますけれども「高め、環境及び社会に配慮した業務運営を行う」というふうに書いてあります。で、これを鍵括弧で閉じて、「と明定する」というか、「明定」という言葉うまくなかったら、また訂正していただきたいんですが、「定めている」、規程ですから、定めている、というような、このような文章に変えました。

次のパラにいけますと、今度はこの文章、ガイドラインをこれから作ろうという、まだ何もないときに書かれた、このパラグラフでありますので、今からこれを見ますと、やはり規程がもうあった上で、このガイドラインをつくるということ、はっきりしておりますんで、ここに緑で書いてありますように、この「責務とその手続を」、次に「同規程に基づき」ということを、先ほどの規程で、「基づき、ジェットロガイドラインに」という、この2つを、ここで新たに挿入させていただくことによって、このガイドラインの居場所を明確にする、ということをやってみました。また後で、これはちょっと私のほうで勝手にやっていますんで、ご意見を賜ればと思います。

次の2番の「ガイドラインの目的」というところに入らせていただきます。

ここでは、「案件形成調査事業等」という、この「等」を入れさせてもらいました。あんまり多用するのは好きじゃないんですけども、この「等」でわれわれが意味してるのは、前に、こちらにおられる佐々木さんと一緒に、やはり委託事業、METIとそれ以外で分けましょう、という感覚を持っていたんですが、それはあまりに、意味の——われわれちょっと、全てが、全ての委託事業をここで含められたらという、そういうことを考えてたわけですけど、あんまり意味のないことだということで、ここはもう「等」で、METIも、それ以外も、全部この事業に含めて、環境社会についてとりまとめるのが、このガイドラインの目的というふうに、とりあえずここでは、まとめさせてもらっています。ですから、これを1つ、METIとそれ以外の委託事業の分類は、この程度で納めるというようなことです。

ちょっと関連して、前に高梨委員とか、村山委員からご意見いただいていた、特に貿易投資の事業を、委託を、内容によって分ける必要があるのか、というのを、ちょっとお話があったかと思うんですけども、私どもとしては、ちょっと佐々木さんとも討議したん

ですけど、いや、ジェットロの法律の下で仕事やってるんだから、一番上の傘は、貿易投資の目的を持ってやってるものに間違いない、ということで考えますと、いくら委託調査であっても、貿易投資とどこかで関わるからやってるといふふうに考えますと、やっぱり一番上の、上位の傘というのは、貿易投資事業であるといふふうに、われわれちょっと考え方を改めてさせていただくといふか、あたりまえのことなんですけど、そのようにさせていただきます。

ですから、あえてこれは委託とか、そういうものを強調する、「等」という言葉で置き換えさせていただきます。

次の、環境社会影響の範囲とか項目、これはもう手をつけておりません。

次の4番目、これ人権のところなんですけど、文章が、どうも読みづらかったの、このように、私どものほうで勝手に、このワーキンググループじゃないんですけど、ちょっと気になったので、手を入れさせてもらったんですけど、後でまたご意見を賜ればと思います。

元の文章は、「環境社会配慮の実現は、実情に」、文章の最後ですけど、「地域の実情に影響を受ける」と——どう、ちょっと文章が、「受ける」んだか、「与える」んだか、ちょっと分からないような書き回しになってましたんで。今直したところでも十分はつきりしないような表現かもしれませんが、最小限に改めるということを元に、「環境社会配慮の実現は実情による影響を受けやすい」というような表現にさせていただきましたが、後でまたご審議いただければと思います。これも、内容は分かっていることではありますが、表現がちょっとおかしいかなということでもあります。

あと、次の5の「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」というところがありまして、第2パラグラフ、「事業」という言葉がありますが、元の旧ガイドラインでは、この「事業」の中に、いわゆる「ジェットロの貿易投資事業及び」この「案件形成」という事業、2つ、「と」という助詞を使って、別ものであるといふようなことを、過去、2つ並べてありました。この説明は、あえて必要ないだろうということ、貿易投資事業と案件形成を、別々にといふ、そういう強調する「と」を含む、助詞といふか、2つの事業を、ここで強調する必要ありませんので、むしろ括弧内の「事業」ということだけで、括弧内の「2つの事業」の名称は削除させていただく、ということをごやりました。内容的には、大きな意味はないと思います。

あと、この6番目、この「ガイドラインの改定について」ということで、このガイドラインの改定は、10年ごとにやればいいじゃないかということ、案をここでお見せして、そのとき、特に、コメント、意見はなかったかと思えます。もちろん、その10年という数字は、JICAのガイドラインなんかから持ってきたところ、考えたわけですけど、ただジャイカのガイドラインも、やっぱりできたときに、10年目には1回目の総括的な見直しをやりましますよと。その後については、特に書いてないんですね。そういうことで、こちら、単純に10年に、「ガイドライン施行後10年以内に統括検討を行い」といふと、今5年目にやっているのに、現実と合わないということ。

原科委員長：

10 年はね、私も、これ、今日来る前に見直しててね、やっぱり長過ぎるかなあ、と思ってね。時代、変化するからね。

作本審査役：

それで、とりあえずは今、5 年目、われわれここでやっていますんで。

原科委員長：

うん、5 年でいいと思います。どんどん変わるから。

作本審査役：

「5 年以内に統括的検討を行い」ということを、今まではこれで、「その後は」という言葉をちょっと追加させてもらいました。

原科委員長：

特に、中国が変化しているしね、5 年ぐらいです。

作本審査役：

ええ、そうですね。これからについては、「その後は、必要に応じて改定を」、大規模であれ小規模であれ「行う」というような表現でよろしいのかな、という、これはちょっと、皆さん方にご意見を賜ればと思います。それが、今 6 番目ですね。皆さん方からご意見を賜ったところを中心に、変えさせていただきました。

6 ページになりますけども、「貿易・投資促進事業」、こちらでありますけど、先ほど申し上げましたように、「貿易・投資促進事業」というのは、やっぱりジェトロの法律上、規程されている目的でありますから、そういう意味では、委託調査が、一応、目的にかなうという前提で、ジェトロに入ってきている、というか、受けているという、そういうはずであります。ですから、ここではちょっと、私くどいんですが、この緑の行、要らないんじゃないかと思いますが、一応、とりあえず今、議論のために入れております。「また、貿易投資促進事業には、経済産業省からの案件形成」、先ほどの「等」を入れて、「の委託事業も含むものとする」。これ、あえて、蛇足じゃないかと思うので、削減してもよろしいんじゃないかと思いますが、

原科委員長：

いや、蛇足がないと、また議論、前に、、、

作本審査役：

一応これは、議論をしていただくためにとりあえず入れておきましたんで、よろしくお願
いします。

原科委員長：

そこでいいと思うな。ないと、また議論もあるからね。

作本審査役：

ええ、よろしくお願ひします。

ここで案件形成調査、これについては、前にこちらのワーキンググループでも議論あり
ましたし、これからの議論の成り行きを見て、ということで、ちょっとここには、手を入
れてありません。

ただ、ここは、ジェットロの案件調査が、「熟度」の、どうやってここに組み込むかと、ほ
かにかかりますけども、かかりますんで、とりあえずここは、このまま。

ただ、ここでちょっと気がついたのは、「シーズの発掘」という言葉を使ってるんです。
「シーズの発掘」って、やっぱり明らかにここでは、「案件発掘事業がこの事業である」と
いうふうに強調しているところがありましたので、言葉づかいが、そちらに限定されてい
るというようなことを気づいたものですから、とりあえずここで注意喚起ということで、
書かせていただきました。

もうちょっと右下のほうにいきますと、ここで、(7) 番ですが、6 ページの一番下であり
ますが、「ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングの準備
として」ということで、このジェットロでは、この旧ガイドラインで「幅広い洗い出し」と
いう、このジェットロ向けの言葉をつくっていただいているわけでありまして。そこで、この先
ほどの「熟度」にもう 1 回戻った場合に、このようなプロセスというか、ここでスコーピ
ングのようなことをやって、洗い出しをやって、次の段階で、アセスの「洗い出し」とは、
いわゆるアセスの「スコーピングの準備として」「事業化される際」には、これがなんとか、
という、プロセスを書いてあるわけでありまして、でも、「案件形成事業」自体が、もう既に、
例えばアセスに着手している、あるいは終了している、というような、この入ってくると、
「熟度」との関係のこの文章の書き方も、手続工程との関連で、注意しなきゃいけないと
か、気をつけなきゃいけない、ということで、とりあえずこれは、ちょっとカラーだけ付
けてもらいました。

それが第Ⅰ部でありまして、第Ⅱ部のほうは、ほとんどありませんけれども、ここはまだ、
若干、疑問なし、とはしませんけれども、ここでは、第Ⅲ部の「案件形成事業につい
て」と、並列というか、柱を分けて、「貿易・投資促進事業」に関わる「環境社会配慮」を
述べているところなんです。この構成は、3 つから成っているということで、最初が「基本的な
考え方」、2 番目が、「主体としてのジェットロ」が配慮をどうするかということで、3 番目が、

ジェトロは企業に対してどうするかという、そういう柱から構成されております。

1 番目の「考え方」、これ、どうまとめるかということは、ここにある、私、緑、何も入れておりませんが、いわゆる「貿易・投資」だけにこれは関わってますけども、次の「案件形成」の中でも、やっぱり基本的な考え方が再登場しますので、一本化するのか、そこまでする必要はないのかということで、あるいは、そのままのほうがむしろ動きやすいのか、そのあたりが、ちょっと残ったままでありますけども、ということです。それが最初の基本的な考え方。

2 番目の「事業主体のジェトロの配慮」ということでは、ここに「グッドプラクティス」とか、なんかありますが、これ、実践事例、このあたりを省略しようとか、なんとか、という議論が、ちょっとまだはっきりしないまま終わっているのが現状であります。

3 番目が、ジェトロが企業に働きかけ、あらゆる配慮ということで書いてあるんですけども、1 つ目が、「実践事例を挙げる、その情報提供と助言」と書いてあります。(1) であります。

8 ページですが、これがまずあって、次に、ジェトロが企業向けに行っている、あるいは海外展開を行う企業に対して行っている配慮ということで、「第三期中期計画」の内容を、ここに整理させて並べさせていただいてます。

3 番目が、「実践事例の普及・啓蒙」ということが書いてありますが、この詳細だとか CSR の紹介をするのは、やっぱり時宜に合わないんじゃないかと、この間の時ありましたので、あえてここでは載せておりません。

以上までが、第Ⅱ部でありまして、第Ⅲ部については、まだ手を入れておりません。

以上です。

ただ後、別添のほうで、表があります。別添 1 なんですけども、特にこの別添 1 におきまして、これ、今までは別添の中身じゃなくて、本文の一部。

原科委員長：

別紙 1 でしょう。

作本審査役：

ごめんなさい、別紙 1 です。別紙 1、本文の一部を形成してたんですが、この中で、ちょっと、この表のプログラムっていうんでしょうか、ソフトが分からなくて、結局これ修正できない。で、私のパソコン能力ではちょっと修正できないんで、要修正箇所を、下に一覧でメモ書きにしてあります。後ろから見て 13 ページ目になります。ということで、ちょっとこの表の修正箇所を直せなかったんで、お詫びをしなければいけません。すみません。おそらくタブだとか、いろんなプログラム操作が入ってるんだと思って、私の能力では修正できませんでした。

以上です。

村山座長：

はい、ありがとうございました。

それでは、Ⅰ部、Ⅱ部について、修正とか、ご説明いただきましたが、何かお気づきの点ありますでしょうか。

原科委員長：

基本的にはよろしいんですけど、ちょっと文章表現だけですけど、最初のところ、「3」という数字が入っているところの下に、第Ⅰ部の「基本理念」の、文章表現だけですけど、ずっと聞いてて、この3ページの一番下の行のところ、「同規程第2条1項は、『機構は、役職員その他の関係者の環境や社会への負の影響の』」と、こういう流れのね、なんか関係者が環境社会への影響、書き方に自信を持って、変な感じがしたんで、ちょっとこの関係者の意識っていうの、分かるように、「役職員その他の関係者の」っての、後ろにずらしちゃってもいいかもしれない。「環境社会への負の影響の回避、または最小化に関する役職員その他の関係者の意識」とかね。そうしちゃったほうが。

作本審査役：

私も、これ、今話されてることは気づいたんですけども、文章にこれ、規程だから手を入れるわけいかないんで。

原科委員長：

あ、規程でそうなるの。

柳委員：

引用なんです。

原科委員長：

あ、そうか、引用か。

作本審査役：

ええ。ということで、その引用なんです。ですから、むしろ「関係者の」までを全部カットして、関係者がどこまでなんだということを、私も当然思ったんで。

原科委員長：

「関係者の」ところで、点ぐらい入れてもいいんじゃない。「関係者の、」ぐらいいて。

作本審査役：

鍵括弧を、「環境と社会への負の影響の回避」とか、ここからだけを、ここに残したほうが賢明かな、ということは当然思ったんですが。

原科委員長：

なるほど。では鍵括弧をする。

作本審査役：

「関係者」というのは誰かという。

柳委員：

「機構は・・・(引用省略の意)」ということです。

作本審査役：

「・・・」、大丈夫ですか、「・・・」で。

柳委員：

3つ、「・・・」として。

作本審査役：

「・・・」として。

柳委員：

「環境や社会への負の」というところにつなげるという。

原科委員長：

そうですね。さすが。

作本審査役：

はい。じゃ、その冒頭の箇所を削ってもよろしいですか。もし、そう言っていただけると、私もありがたいんですけど。

原科委員長：

いやいや。そういう規程ならどうしようもないから、それしかないよね。

柳委員：

「・・・」という意味は、「役職者その他の関係者の」というので、「・・」にするかという。

原科委員長：

だけど引用するんだとまずいかな。そうか。もともとの文章がある。

作本審査役：

じゃ、「・・・」で、「環境や社会への」と始まるようにして。させてください。

原科委員長：

でも、「役職員やその他の関係者」って、役職員がやってるって大事だよ。それに反対する気持ちはない。どうしようもないと思いますけど。だから、このままでいいか。

村山座長：

この箇所だけ「・・・」で、何か、もうちょっと長ければ。

作本審査役：

おかしい。

原科委員長：

うん、そう。役職員って大事なんだ。

柳委員：

でも、このままでいいんじゃないの。このままで。

作本審査役：

このままで？ このままで？ 元のままで？

原科委員長：

いや、それだと。私言いたかったのは、いや、私の言いたかったのは、役職員の意識が大事なんで、それでそれを動かしたほうがはっきりするでしょう。だけど、消しちゃうと、ますます分かんなくなっちゃって。

柳委員：

それは分かんない。

作本審査役：

そうですね。じゃあ今のままでいいですか。

原科委員長：

もう 1 回見直したら分かんないけど、バツと流れたら変な感じしただけです。それだけですよ。ま、規程がそうなってるんなら。

作本審査役：

私は、とっさにこれ見たときに、関係者って誰かって思ったんですけど。

原科委員長：

いろいろちょっとね、外れちゃってるからね。

作本審査役：

じゃ、このまま残すことで、とりあえず今考えます。

原科委員長：

役職員の意識ってのは、すごく大事だからね、それは残したほうがいいです。おっしゃるとおりで。

作本審査役：

はい。

原科委員長：

そういうことであれば。

柳委員：

これ、2013 年版の改訂版にするわけですよ。

作本審査役：

え、そう考えております。

柳委員：

でも、これは、基本的な事項っての、2010 年のやつを改定したわけですよ。そういう経緯が分かるようなことは、書かなくていいんですか。

作本審査役：

本当は、ええ、今おっしゃることは。

柳委員：

だから、例えば、「このような背景の中で」といって、「定めることが必要である」と、ここまで書きますよね。「これに基づき、2010年10月に同ガイドラインを策定したところであるが、改定」——あ、「運用実態の見直しに伴い、改定ガイドラインを策定するものである」、とか、なんかそういう経緯を、書いたほうがいいんじゃないですか。

作本審査役：

ここに書き込んでいますか。

原科委員長：

うん、そうですね。

柳委員：

ここに書いてないと。

原科委員長：

さすが法律の先生だ。

作本審査役：

あるいは表紙に、何年の元制定で、改定年を入れていくような形の、方法で入れようかと思っただけです。

原科委員長：

ここに入れとくといいね。

柳委員：

うん、ここに入れといたほうがいいんじゃないですか。

作本審査役：

こっちのほうがいいですか。

原科委員長：

1行入れとくと、パッと分かりますからね。

作本審査役：

はい、ありがとうございます。じゃちょっと、後でまた議事録見ながら、今の話を入れさせていただきます。

原科委員長：

うん、そう。それはそう。そうしないとね、これまでの経緯が分かんなくなる。さらに改善されたってことが分かりますよね、書いとけば。

村山座長：

はい、ほかはいかがでしょうか。

ちょっと私、若干気になったのは、今の点のその次に、「ガイドラインの目的」が書かれていて、第Ⅰ部が「総論」、第Ⅱ部が「貿易・投資促進事業」で第Ⅲ部が「案件形成調査について等」という、まあ整理をしているわけですよ。それで、6ページの(2)番で、緑の追加があって、「貿易・投資促進事業には、経産省からの案件形成調査等の委託事業も含む」というふうになるんですが、そうすると、これ、第Ⅱ部にもかかってくる。

作本審査役：

いや、Ⅱ部とⅢ部、一緒にしなきゃいけないようになってくるんですよ。

村山座長：

貿易促進事業の中に、案件形成調査も入るっていう位置づけですよ。

原科委員長：

そう、促進——傘は、貿易投資事業じゃない。促進は外れるんじゃないの。これ、促進も入ってるよ。

作本審査役：

あ、そうです、そういう使い分け、昔、してましたよね、なんかね。

原科委員長：

促進、外さない。貿易投資事業の中に促進事業と案件形成が入らない。傘の名称は、確かに今、先生が言うとおりで、これじゃあおかしいね。促進が入っていると。

作本審査役：

ただこれ、「促進」という言葉を外せば、それで通りますか。違いますか。

原科委員長：

いや、私知らないんだけど、そう理解したんです。さっきから作本さんの説明を聞いて、そう理解、それが正しいかどうか、私分らない。私、そう理解したんです。だから「貿易・投資促進事業」があって、それ以外に「促進事業」と「案件形成」が両方入ってくると、そういうぐあいに勝手に整理したんです。

作本審査役：

あ、そのほうがいいですね。

村山座長：

ただ、「貿易促進事業」となると、もうジェトロ自体がやってる、そのものっていう感じになるんですが。

原科委員長：

いや、「促進」っての外して。「貿易投資事業」。投資のための促進と案件が。

作本審査役：

「投資事業」なら上に、上位にあって、その下に「促進」と「案件形成」が。

原科委員長：

「貿易投資事業」が、なるのかなと思ったんですけど、それが正しいかどうか、私は分からない。私の理解だから。そういうことかどうか教えてください。

作本審査役：

このような整理、交通整理。

佐々木主幹：

今、社内的に「貿易・投資事業」っての、使わないですね。

原科委員長：

どういう言葉使ってます。

佐々木主幹：

「貿易・投資促進事業」、これはありますね。

原科委員長：

あ、じゃあ同じ言葉がある。じゃあ了解。そうであればおかしいね。あるいは「貿易・投資支援事業」とかね、「促進投資」。

作本審査役：

「支援」とかいうんであれば。

原科委員長：

「支援事業」とか、「促進事業」と違う用語じゃないとおかしい。貿易投資を支援すると。

松本委員：

要するに、本当の事業が全部含んでるという、さっきのご説明ができればすごい、それをはっきりさせたいのであれば、まどろっこしいですけど、(2)は、「本来のジェトロの貿易投資促進事業には案件形成調査も含まれるが、本ガイドラインには、それは別途規程することとする」というふうに、要するに本当は違う——入るけれど、このガイドラインでは違うんだよ、ということを書けば。

原科委員長：

そうね。

作本審査役：

書いたほうがいいですか。それ。

松本委員：

いや、そこにこだわられると、私が申し上げてて。私はべつに、元のとおりでもいいんだけど。

原科委員長：

いや、これ書くんならね。これ書くんならそう書かないと。

松本委員：

ジェトロが、それは全て同じ事業だとおっしゃるので、だとすれば、このガイドラインではそれは別途にしますと。

原科委員長：

そう。貿易促進事業なら、とりわけこれだけは別格にしたかったと。

松本委員：

という、この前のよりはいいです。

原科委員長：

そうね、手続とか、それ違うから、これだけちょっと別格に扱った、そういう言い方でいいね。

村山座長：

もし必要であればそういう記述だということですが、あまり——外部的には必要で。

作本審査役：

いや、それをあまり——記述するの、第Ⅱ部、Ⅲ部に分けてますよということを説明で、そういうことを言っとくのはいいかと思うんだけど、前は、そっくりそこを、恐らく案件形成だけが、議論だったんですね、この前の策定委員の段階では。それではということで、いわゆる貿易投資の本体のほうの事業も、一緒に、諮問委員会で議論対象でしましようか、というふうに移り変わってきたということを、ちょっと伝え聞いてるんですけども。あんまり。

佐々木主幹：

作本さんね、これは入れたほうがいいと思います。というのは、前のガイドラインを見た、作本さんの見たときに、なぜこういう区分けになっているというのが、なかなか読みきれなかったんです。今の言葉を入れると、松本さん言ったように、くどいかもしれないけども、少なくとも、意味ははっきりするんです。だから、そんなに手間がかかる話じゃないんで、ちょっと入れたらいかがかなと思うんですよ。入れとけば、クリアーにはなるんですね。

作本審査役：

それ、例えば、この、どこに入れるんですかね。全体の構成にかかるところ。用語の定義。

原科委員長：

用語の定義で、「貿易促進事業」とは書いてるよね。ここに入ってくるというんならね。ここで「案件形成調整事業以外」というんです。だから、ここの定義でいうとね、ここに書いてるんだというと、「以外」なので、私の理解なんですよ。だから、貿易促進事業と、別の形成になって、傘は別の名前じゃないと、おかしいでしょう。集合の関係でいうとね。そういう。ま、数学的に判断すると、そうなりますよね。だから。でも、そうじゃない、

同じタイトルだとなったら、話は全く違う。ここ、定義、そうはっきり書いてるからね。「案件形成調査以外」、「以外」と書いてあるから。

村山座長：

元のやつですね。原稿。

原科委員長：

うん。だから、これをつくるのに、そういう整理をしたんですよ。だから、貿易投資促進事業には、案件形成調査に含まない、という整理をしてつくったんです、これはね。

作本審査役：

どういう、どっちのほうがいいんですか。含まないことのほうがいいのか。

原科委員長：

いや、それはだから、ジェトロの用語によるから。あれは、私とその委員長のときは、それでいいと言ったからそう理解してるわけ、今の頭の中で。

松本委員：

それはもうジェトロ次第なんですよ。

原科委員長：

そうでないとあたらない、大変だから。

佐々木主幹：

これは、高梨さんがね、最初に、いや、全体とこれの関係がどうなんですか、という指摘を高梨さんがしたときに、われわれとしても、含まれるものではないと、これ全体なんです、ということで、やりましょうということですから。まず最初は、全体ですと言って、6ページのほうですか、こっちのほうで、注釈を加えればいいかな、というふうには思うんですけどね。このガイドライン上は、あえて区分けをしますよという。

原科委員長：

じゃあ、貿易投資促進事業には、ジェトロ、案件形成調査も、通常は含まれるけども。

佐々木主幹：

含まれると。

原科委員長：

「本ガイドラインでは」ってね、それ、じゃあここに書いて、用語の定義を。

佐々木主幹：

ええ、このところに。

村山座長：

「なお書き」ですね。

佐々木主幹：

ええ、それが一番。「なお」です。

原科委員長：

そう書いてくれればいいですよ。本ガイドラインではそう整理したという意味。説明の便宜のためとかね、そういうこと。

高梨委員：

ただ、最近ジェットロさんの事業を聞いてると、このⅡ部の事業が、ものすごく重要になってきてるんですね。それで、最近ちょっと聞いた事例だと、中小企業の海外展開で、ジェットロさんが協力して、アジアのある国の工業団地を見に、ドッと連れてったんです。それで、その工業団地に入ったけども、さあそこのインフラったら、もう手抜きでね。下水処理場は無いしで。ということで、もうそこには、入居しちゃったんです。さあ、っていうのが、大変な騒ぎなんです。

だから、ここで言う貿易投資する「日本企業の誘致にあたって」、どういう環境社会配慮をするのかというのは、これ、Ⅱ部はほとんど書いてないですね。あくまで「案件形成」だけ書いてあるわけですよ。だから、企業誘致したり、投資を促進するときに、「どういう点を環境社会配慮的にしなきゃいけないのか」、というのが、逆に明確に書いてないから。

原科委員長：

Ⅱ部で、ちょっと具体的に記述したほうがいい、ということですか。もうちょっと。

高梨委員：

いや、そうしないと。むしろⅢ部は、だんだん消えてなくなっちゃうんだと思ってます。

原科委員長：

いや、それ私ね、そういう意味では、持論ですけど、持論をしゃべってもいいですか。簡

易アセスですよ。だから簡単なアセスやるようなことを入れといたら。いわゆる大げさじゃなく簡単な。簡単なチェック。それをテーマの対応ですね。既存データをもとにね。それをこのⅡに加えとけばいい。

高梨委員：

言わんとしたのは、これ、7の用語の定義って、これ書いてあるんですけども、これ、大きな7番になるのかなあとと思ってね。むしろ、もうちょっとこれ、下の、それこそ、「なお書き」的なあれになっていくんじゃないでしょうか。というのは、Ⅱ部の大事なことになる、ステークホルダーとかスクリーニングなんていうのは、これ、第Ⅲ部だけにかかわる、Ⅰからのあれで。今の原科先生の言うように、簡易的なものを2番に入れるとなると、また違うと思うんですけどね。

原科委員長：

そうすると明確になりますよね。中間でアクションとるということが。これだと、なんか精神論になっちゃうから、今んところはね。

高梨委員：

そうなんです。

原科委員長：

具体的に、アクションにつながるような話が1つ入っているといいですね。

作本審査役：

ちょっとお話聞いた中で、スクリーニング様式で、今、実際このガイドラインに添付されてませんよね。このガイドラインの一部を構成してない。

原科委員長：

うん。スクリーニング、重要なんだよね、この中で。

作本審査役：

現場の、今、案件形成だけのために、役所がかかわっておりますが、それでスクリーニング様式を見ていると、つくっている、ということになりますから、本来のこの形式からいくと、やっぱり今のお話のあれですが、これに基づいて、本体事業を行うときに、なに、スクリーニング様式どこいったって、感じになりますんで。

原科委員長：

そう、簡易型のがあればいいんだ、やりやすいのがね。

作本審査役：

ちょっとおかしいところがあるんですね。

原科委員長：

そう、それはいいですね。それは1つ進歩じゃない。

作本審査役：

あと、原科先生から、簡単なアセスというか、そのアセスのことおっしゃいましたが、そういうのはもう、この段階で具体的に考えを取り込むようなことは、実際可能でしょうかね。この、進めるという意味では。

原科委員長：

こっちの場合、むしろ具体的な事業の——3と違うからね、案件形成じゃないからね、逆にそれは十分——ま、高梨さんがおっしゃったようなこと、実際に問題あるんだし、それは分かりますよ。だからそれは、むしろ、できる、できるはずですよ。できないわけがない。

作本審査役：

できる。書けるような話で、むしろ。

原科委員長：

で、やらないと困っちゃうわけだからね。それはもう、日本の企業を救うことになるんじゃないですか。

村山座長：

先ほどの「貿易・投資促進事業」の定義については、修正の上、また。

作本審査役：

ええ、ありがとうございます。また。

村山座長：

それから、第Ⅱ部については、今、高梨委員からご提案あった点について、検討事項とさせていただきます。とりあえず今、懸案になっている第Ⅲ部を先に片づけて、その後、ご検討いただくということによろしいですか。

高梨委員：

はい。大丈夫ですね。

村山座長：

あと、第Ⅱ部について、いかがでしょうか。今の高梨委員のお話は、これにプラスアルファということなんです。

ちょっと私気がついたのは、8 ページで、恐らく作本審査役の、緑をつけておられるのは、「第三期中期計画」という言葉が入っていることなのかな、と思うんですが、こちらも、先ほどの議論と同じように、中期計画が変わっていくので、これもまあ、できれば、もう少し基本的なものに基づいた表現がいいと思うんですけどね。

作本審査役：

これは元「サプライチェーン」という言葉が入ってたんですよ。前の旧ガイドラインというのは、とっってもよく体系ができてるんですね。考え方があり、中向け、外向けという形で、実践で。ですから、それに対応するところ、今来てるのかなあということ、ちょっと私、不安があります。かといって、今ジェットロの仕事というのは、私も聞いて分かったんですけども、いわゆる中期計画がやっぱり要ります。実際の仕事を進めるにあたって、最上位にあって、それをはみ出た仕事をしちゃいけない、というぐらいまで、力を持った中期計画とかが必要になっている点。

原科委員長：

独立行政法人はね。

作本審査役：

ええ。独法に関しては。ですから、それ以外のことをあんまり書き込むと、今度はどうなんだというひとつの。

原科委員長：

これは、中期計画は6年単位。

作本審査役：

4年ですね。

原科委員長：

4年ですか。じゃあ、5年に1回見直ししながら、毎回この番号を変えるというふうに、じゃあ。

村山座長：

まあ、5年に1回ですから、いいですかね。

原科委員長：

うん、そうだね。大学は6年だから。

村山座長：

はい。

柳委員：

それとも、「ジェトロにより策定される計画に基づき」とかいうふうに変えるという。変えれば、そこはタイトルは変えなくても、中身だけが変わっていく。3期が4期になるだけの話じゃないかと。表題に第3期にもう限定しちゃうと、4期になったら「第4期に」って、そうやってネガティブ修正をしていかなきゃいけない。

原科委員長：

あ、中期計画にね。うん。「期」なくてもいいね。中期計画の部分では。

村山座長：

その内容は、あんまり変わらないですか。下に書かれていた。

作本審査役：

いや、変わるんじゃない。そこに、重点項目以外に手を出すなという、そういう書き方の、今、中期計画なんですね。明らかに、もうこれ以上はやっちゃいけない、というか、決めている内容以外には。集中しろという書き方になってますね。

原科委員長：

だから、5年にいっぺん直すようにしておけば、見出しはこれでも、中身を対応させて変えられるでしょう。見直しを5年というのは。

作本審査役：

え、そうですね。それに変わっていくのがいいのかなと。

高梨委員：

これ、第三期ではなくて、「日本企業の海外展開支援」というの、そういうタイトルじゃだ

めなんですか。原文のほうに、下のほうに「第三期」って入ってるから。

村山座長：

入ってますね。

原科委員長：

そうね。

高梨委員：

やっぱりタイトルに「第三期」入れるのはなんか。

原科委員長：

そうね、タイトルそうね。

作本審査役：

そうですね、おかしいですね。

村山座長：

じゃあタイトルは。

原科委員長：

タイトルは、「日本企業」からでいいや。うん、そうね。

作本審査役：

「の海外展開支援事業と環境社会配慮」、あ、そのほうがいいですね。はい。

村山座長：

じゃあ、現時点では、そこで、そこまで修正していただいて。恐らく、先ほどの高梨委員のお話からすると、この3ポツが、かなり変わる可能性があるのでは。

原科委員長：

この部分だね。この辺にちょっと加えてね。

村山座長：

はい。

松本委員：

すごい些末なんです、今のところの日本語が、ちょっとやって、ちょっと変だな、というのがあるので、いずれ考えてほしいんですが、最後の2行、「これらの支援事業」って書いて、次に「これへの対処」で、その次に「これらの日系企業」で、読んで、非常に。

原科委員長：

多分、いろいろやってるうちに、破綻したんだよ。全体通して、すっとね。

松本委員：

そのうち、なんか、見直してください。

作本審査役：

すみません、これ、文章。これ、貼り合わせの文言ですから、前後をよく考えてなくて。ありがとうございます。

原科委員長：

これについては、とくにね。そうでしょう。

村山座長：

もともと、原稿がこうなってますよね。

作本審査役：

そうですか。

原科委員長：

あ、もともとそうだったの。

作本審査役：

「これ」「これ」を3回。

原科委員長：

じゃあ私の責任だ。人のこと言えない。そうか。

作本審査役：

そんなこと言いませんけど。じゃ、元の文章が「これ」「これ」って3回になってる。

原科委員長：

「これ」「これ」だったの。

村山座長：

はい、では、よろしいでしょうか。

原科委員長：

いや、違うよ。違うよ。

村山座長：

違いますか。

原科委員長：

最初は、こうだもん。

村山座長：

あ、そうですか。

原科委員長：

これはそう書いてある。やっぱり入れてるうちに、だんだん入っちゃったんだ。

村山座長：

はい。

では、今の点も含めて、ご検討いただくということで。

作本審査役：

はい。

村山座長：

では、Ⅲ部のほうに入りたいと思います。

前回、Ⅲ部について初めて議論をしていただいて。まず資料を、一通りご説明をいただきたいと思うんですが、まず佐々木さんのほうから、整理していただいたものを、お話しいただけますか。事務局から。

佐々木主幹：

整理というんですか、議事録を拝見いたしまして、こういうポイントがあったんではない

か、ということだけをピックアップしました。大変申し訳ないんですが、言葉、若干変えてあります。若干強めに書いてあります。ですから、「いや、私、ここまで言ってないよ」というポイントも、出てくるかと思えますけども、いずれにしても、4番の「今後の方向性」、ここら辺、村山先生と原科先生に指摘といいますか、提案をしていただいて、今回の議論は、ここら辺からスタートするんだろなあ、ということで、2点書かせていただきました。

つまり、委員会の意見の反映というのは、村山先生には、調査が終わってから1回やって、それをJICAに提出するんだと。それから原科先生のほうからは、3段階、つまり審査段階が理想だけれども、これは今難しいということであれば、この実施計画のところから、それからJICAへと出していくのかな、というご提案をいただいて。今回の出発点はここら辺ではないか、ということで、この紙をちょっと出させていただきました。あくまでも整理のためです。

村山座長：

はい、ありがとうございました。

で、事務局のほうで整理していただいたものは、議論に忠実にまとめていただいたものなんですが、次のは、紙の私の名前が入ったものは、少し組み替えをさせていただいて、4つぐらいの観点で、まとめたと思います。

まず、これまでの事業で、行われてきたスケジュールのイメージについて、一通り議論があって、大体こういうスケジュールでやっているというお話があったと思います。最初に5月の連休、大体今ぐらいの時期に公示が始まって、その後で提案の提出があって、審査は、経産省の委員会で行われていると。その後、スクリーニング、採択が行われて、ちょっと1行空けていますが、7月、8月ぐらいに、契約の締結が行われて、この段階で、実施計画書が出てくると。で、9月に——9月ぐらいにですね、現地調査、あるいは「踏査」という言葉も出てきましたが、そういうことが行われて、その後、中間報告会、でもう一度、現場調査があって、現地報告があって、精査、成果物と。こういったような段階が、スケジュールとしてあるということですね。

次に、ジェットロ及び諮問委員会がどういうふうに関わるかという話で、審査段階については、今も佐々木さんからお話しがあったように、なかなか難しいけれども、しかも名目上は、今、ジェットロも関わっていない、ということになっているが、実質的には参考意見という形で出されていると。そういう形は昔とほとんど変わっていないという話があったと思います。

この段階をガイドラインの中で位置づけるかどうか、という話もあってですね。ただ、名目上関わっていない以上、ガイドラインで扱うのは難しいんじゃないか、という話もあったかと思えます。

(2)の実施段階については、これは名目、実質ともジェットロが関わってくるわけですが、恐らくこの段階で熟度に応じた対応をするのかどうか、あるいは諮問委員会に関わるかど

うか、という話が出てくるかなと思います。

終了後、成果が出た後、報告が出た後、諮問委員会は、現在、報告を受けて意見を作成をしているわけですが、この意見について JICA 等へ提出するかどうか、という話も前回あったと思います。

それから、3つ目、ほかのガイドラインとの関係という話もありました。これは、先ほど、作本審査役からもお話しがあったとおり、現在のガイドラインでは、JICA、JBIC のスクリーニング段階ですね、内容を参照するという話になっているんですが、スクリーニングやチェックリストそのものはないと。これをどうするか、というのがあったと思います。これ、両方とも意見が、たしか出てきて、あまり整理ができていないと思いますが、こういう話があったと。

あと最後、恐らく論点の大きなものの1つだと思いますが、「熟度」の扱い。で、現在は、これは影響があるなし、という2つに分けているわけですが、これをどうするかと。そもそも「熟度」で分けることができるかどうか。現状では、属人的にかかわる方、人が大事だと思っているものについて突っ込んでかかわるという話になっていますが、それをルールで対応するかどうかという話があるかなと。この「熟度」を考える上で、スクリーニングシートや個別提案書などが活用できるかどうか。仮にやるとした場合に、メルクマールとして、既に調査が出ている、あるいは提案で出てくる場所とか、規模にとって、可能性というものがあるかなあということです。

これに関連して、別紙の6も、前回お出しをいただいたんですが、改めて今日も、配付していただいているということになります。

以上ですが、今の資料で、何かご質問。

高梨委員：

1点、このスケジュールのあれで、1月、2月に現地報告会って、これ実際やってるんですか。

村上課長：

やっています。

高梨委員：

現地政府側に。

村上課長：

はい。まあ、現地政府側だったり、その、カウンターパートと言いますが、カウンターパートに対して。

高梨委員：

それは、オフィシャルな、あれとして。

村上課長：

オフィシャル、そうですね。

高梨委員：

そのときに、ジェトロさんは立ち会うんですか。

村上課長：

まあ可能な限り。可能な限り出てます。

高梨委員：

駐在員の方。

村上課長：

ええ、駐在員が、もしくは東京からも行く、場合によってですけども。はい。

松本委員：

だって、世界でやってで、そんなにできないでしょう。

村上課長：

ええ、だから実際にはそんなにはできないんですが、まあ可能な限り、出るようにしております。

高梨委員：

そこでは、あれですか、あくまでもファインディングスって、主な点だけを、報告するような感じですか。報告書のドラフトみたいじゃなくて。

村上課長：

そこまで——もうあくまで、なんていうんですかね、ポイントを、パワーポイントのようなまとめる形で、まとめて報告する、主体ですね。

高梨委員：

じゃ、文書にはなっていない。当然それは見れないね、ジェトロの人は。

村上課長：

ええ、まだいわゆる検収されてない、まだ受け取ってない、正式にはファイナルしてないという時点なので、そこはそういう完全版は送れません。ただまあ、ポイント、エッセンスを先方のカウンターパートで説明するという形です。

原科委員長：

このタイミングだから、ファイナルの一步手前ぐらいのもので。

村上課長：

はい、そうですね、はい。

村山座長：

はい。ほかはよろしいですか。

それで、本格的に議論をしていただきたいと思いますが、恐らく「熟度」に応じた対応をするかどうかというのが、1つの大きな点かなと。あとは、今、最初にお示したようなスケジュールの中で、各段階で、もう少しきめの細かい対応をするかどうか、というのがもう1つ。あともう1つは、諮問委員会がどうかかわり方をするか、という話があるかなというふうに思いますが。

松本委員：

いいですか。1点忘れてました。つまり、われわれ今まで見てきた円借款等、民活インフラをイメージするかどうかというのは、多分、最初、スタート段階で出てきた話だと思うんです。ほかにも委託があるがあるという話は、とりあえずどういうふうにしてスタートするのかというのは、しないといけないのかなと。それは除いて、これまでわれわれが、一応、めどとしていた、民活インフラと円借の形成というイメージでやるかどうか、確認が必要かなと。

村山座長：

そこはどうですかね。それ、経済産業省以外も含めて、ということですか。

松本委員：

いや、これは要するに、ジェットロ側から最初に出てきた議論なので、われわれとしては、どういう委託が回ってきているかというのを完全に把握してるわけではないので、それでいいのかどうか。それだと、もう大分カバーが小さくなるよ、という話なのか、現状を教えていただきたいところなんです。

村山座長：

先ほど、見直しの期間が 5 年ぐらいだという、5 年間という話になりましたので、当面 5 年というイメージで考えた場合、いかがですか。

作本審査役：

佐々木さんと話している限りでは、われわれは、最初、その他がある、そういう案件形成以外にも、委託は、いろんな調査あるんじゃないかというか、大型もあるんじゃないかと思って話したところ、ほとんどない、ということなんですね。たまたま調査報告書、委託があるか分かりませんが、ほとんどもう、外からの委託というのはない。

佐々木主幹：

いや、委託はあるんですけども

作本審査役：

小さい委託はあるにしても。

佐々木主幹：

いわゆる環境社会ガイドラインを摘要するような案件が、なかなかない、という意味なんですね。例えば。

作本審査役：

事業に結びつくようなという意味。

佐々木主幹：

村上のところで受けてる事業以外に、例えば、万国博覧会、ミラノ博の事業なんて受けてますけど、これを、このガイドラインにあてはめるというのは、ちょっと無理があるというか、そういう案件ではないだろうとかですね。案件は多いんですが。

原科委員長：

いや、無理はないかもしれないよ。

佐々木主幹：

うん、いや、これは分かりません。例えば、今年ですと、経済産業省から、研修員、例えば、学生であったり、企業の若手を募って、途上国の企業に、半年ぐらい預かってもらうという受託を受けるんですね。その一部分なんですけども、こういうのも、金額的には大きいんですが、これがすぐに、このガイドライン摘要になるかとかですね。数は多いん

ですが、よく考えると、案件形成中心だろうと。

原科委員長：

いや、多分日本の感覚で言うとね、ほかの国だったら、それが正しいのかもしれないんですけど、日本の感覚で言うと、万博ぐらいだったらね、実際に土地の改変等が伴うでしょう。だから対象になり得るんですよ。さっきの研修はね、そういう意味では、あんまり、フィジカルな影響はあんまりないのでね、まあ対象にならない、という感覚ですよ。

村山座長：

枠の中に入れて、本格的には検討しない、というやり方もあると思いますね。JICA なんかは、もう技術協力は、全部 C になってやってないですね。

原科委員長：

JICA は、一応全部が対象という原則ですよ。だけど C に入っちゃうね、そういうの。

高梨委員：

でも、ざっくり累計すると、どういうのがあるんですか。委託調査。

佐々木主幹：

年によりますね。かなり。例えば万博なんか、金額がドンと出るんですが、ないときはないという。

高梨委員：

いわゆるそういう展示ものの委託と、それから研修生的な委託と、それから、こういう調査もの。

佐々木主幹：

これは高梨さん、すみません、検証しないと分からないですね。大雑把に、何が幾らというの、ちょっと、言えないですね。

高梨委員：

いや、金額じゃなくてね。

松本委員：

だけど、ここの中では、案件形成調査に絞るということは、多分そういう枠にしないと。さっき、「貿易投資促進事業」としたら、また分からなくなるんで、「案件形成地調査」と

いう枠の中で、円借款の案件形成と、民活インフラ以外に、あり得ないのであれば、まあ、1つは、それを、たしか明記しましたよね、前は。で、それを名前を、経産省が変えるときには、軽微な変更なので、ガイドライン改定のプロセスとは違うので、変えていくというやり方を踏襲する、というのが1つと、もう1つのやり方は、今、村山先生が言ったように、スクリーニングのやり方を変えることによって、いったんそのカテゴリーは、例えばCとかなんとかにしてしまって、それ以降、主要な手続がない、という状態にするかという、2つのアプローチがあり得るのかなあ、と思いますよね。

村山座長：

今の案だと、ジェットロ案件形成調査ということで、経産省から受託、という話になってますね。

作本審査役：

どうなんですかね。私も、全体の仕事、アジ研では、少なくともかかわるような仕事は、まだ1件もないんじゃないかと思うんですけども。

原科委員長：

うん、「等」というのは、そういう類したものが、ひょっとして出たときに備えようということでしょう。

作本審査役：

例えば万博といっても、万博の中のブースを1つ借りる——万博自体を全部セットするか、そこじゃないんですね。

佐々木主幹：

万博自体は、日本独自で借りるんじゃないので。これ、ちょっとやり方——例えば、それはイタリア政府が買い上げて——買い上げてというか、開発するわけですから、この部分というのは、間接なわけですね。さっき高梨委員が言った、工業団地へわれわれ入るようなものなんですね。ですから、工業団地の開発自体には関われない、直接、とかですね。それから、すぐに摘要できるものっての、意外と探す少ない。

原科委員長：

うん。まあ、でもそれ、なきやないでいいんで。一応、類似が出た分に対応できるようにしてとけばいいんだ。仕組みとしてね。

佐々木主幹：

そうですね。ええ。

松本委員：

じゃ、明示はしない、ということですね。調査名の明示はしない。

原科委員長：

調査名等。だから「等」なんですよ。

作本審査役：

「等」で、先ほど示したつもりだったんですけど。

松本委員：

ここに書くまでですね。民活インフラ云々かんぬんというのは、一応、明示する方向で、イメージをそこに持てばいい、ということでもいいんですかね。

佐々木主幹：

今の事業体系では、そうですね。

原科委員長：

民活の円借款、及びそれに類似するものとか、そういうものですね。「等」だから。うん。

村山座長：

はい。じゃあ、基本的には、現在進められている事業が主である、ということで議論すべきだ、ということですね。

では、よろしいでしょうか。

それで、どれから始めてもいいと思うんですが、やはり多分、カテゴリーをどうするかという話が、大きいかなという気がしますけれども、その点については、いかがでしょう。

高梨委員：

実際の、なんていうか、ジェトロさんが行う、審査と言いますかね、具体的な案件、出てきたときのレポートについてですね。それで、ぼくらが外部から見て不思議なのは、例えば、作本さんなんかは、JICAの常任委員会であれだけやっておられるね、調査項目。いや、議事録で拝見した限り。アフガンの案件なんかも。

作本審査役：

ご迷惑を、村山委員長にご迷惑をかけて。

高梨委員：

非常に細かく、精査、レポートして、的確なコメントを出して。

作本審査役：

やめてください。

高梨委員：

遊牧民もステークホルダーで入れるべきだ、というようなこと。だから、ジェットロさんとしては、申し訳ない言い方をするけど、キャパシティーとしては、あるというふうに、私なんか思うんですね。そうすると、最終的にぼくらが見るレポートで、ものすごく欠けてるといふかね、こうしたほうがいいんじゃないかというのは、散々皆さん、コメントは書いたんですよ。だから、あれがもう少し、現場で改善できないのかというのは、素朴な疑問なんですよ。案件形成調査、「熟度」云々という前にね。だから、あそここのところが、もうちょっと徹底できていれば、今、コメント出てきてる問題の大部分が、改善できるような、まず気がするんですけども。それだけ、要するに、キャパシティーがあるのに、現実には、ぼくらが見るレポートは、ほとんど JICA のガイドラインとか、スクリーニングのフォーマットに、ほとんどジェットロさんが明記されてないと。そこは、現場でご指導するときに、こういうガイドラインがあると云々なりね。それを使わないまでも、内容的には、もう十分チェックできるんじゃないか、という気がするんですけども、そこはやっぱり、現実的には無理なんですか。

作本審査役：

現実的に無理です。お答えをご指導いただいて、そういう答え方、失礼なんですけど、時間的にも、もう、例えば、年度末に報告書が 20 件、30 件、分けて来るにしても、例えば 2 週間以内に全部読んで、コメントつけるんですね。もうそれは、最終——そのときに報告書が、もうある程度でき上がってるものならいいんですね。環境社会配慮のある程度専門的な方が書いてる、とは思いますが、もうほとんどは、文章の手直しで終わってしまって、その先の、環境配慮項目が十分盛られてるかどうか、そこまで行く手前で、だんだん時間切れになってしまうと。ま、それをまた、委員の方に読んでいただくということですから、その意味では、まだ、私自身の能力不足もあるだけじゃなくて、十分にまだ、配慮項目に並べきれないうちに、皆さん方の、印刷後に読んでいただく段階にまでいっちゃってること、十分。

高梨委員：

いや、言わんとするのは、だったら、スケジューリングが 1 つ問題じゃないかと。

柳委員：

そう。そうそう。

作本審査役：

でも、かなり厳しいんですね、今のスケジュールね。

高梨委員：

というのは、ジェットロさんは、経済産業省から、質の面の確保というね、それを委託されてるわけなんですね。お金のほうは、新日本監査がやってるわけです。ジェットロさんが委託されてるのは、中身をしっかりチェックして、所定のものを出してくれるように、そういうアドバイザーサービスを受けてるわけですね。それやるためには、もうドラフトができて、その後の時間がないということであれば、委託されたサービスを実施できない、ということなんですね。

作本審査役：

今いただいたお話で、村上さんからご回答あるかと思うんですが、私自身の能力不足と時間不足と、そういうのも、もちろんあるんですけども、問題のない報告書が——問題というか、かなりできのいい報告書は、かなり占めてるかと思うんですね。本当に、あと若干つけ加えれば。けども、その前の段階の、いわゆるもう本当に、「てにをは」から始まって、現地行ってどうする、現地見てるのか、と思われるような報告書さえあると。よくよく聞いてみると、多分、集団でバスを1台チャーターして、それでみんな、全員で同じ、いろんな箇所を1週間くらいで回りきる。そうしたら、現場の社会状況の調査なんか、できるわけないんですね。そういうような調査を、実際持ってきては、現場のコンサルが出した報告書をもとに、ここで、日本に帰ってきてから書く、ということをやっています。それでは、いくらおっかけ、いいものをつくらうと思っても、なかなか、無理というようなもんじゃないか、と思います。

私はもう、ですから、村上さんのほうの部署で、企業に回していただくメモ書きには、もう、担当者は現場に入ってくれと、現場を見てくれと。そこにどういう野菜を植えてるのか、田んぼ作ってるのか。それを見た上で、報告書を作ってくれと。そこまでやってる人が、多いとは思いますが、実際、コンサル任せの、元の報告書をベースにして、恐らく書いてるのではないかと。個人的に、本当に問題が、詰めなきやいけないところを、しっかりした議論を繰り返さずに、というか、時間切れの関係。1週間、10日ですからね。しかも全員が同じ行動をとって、環境社会配慮の調査、できるわけがないですよ。失礼な言い方だけど、ぼくらの感覚からすれば。そういうような上での、今、成果じゃないかなと。ちょっと間違えていたらごめんなさい。すみません。

村上課長：

スケジュールに関しては、いわゆる報告書、ドラフトの提出期限と納品のスケジュールは、ちょっと我々ではコントロールできない。いわゆる METI サイドで期限が決められる話です。ですので、ちょっとそこは多分、ジェットロからは意見は言えますけども、決めるのは METI になってます。ですから、ちょっとそこはコントロールできない範囲かなと思います。

あとは、その決められた期限の中で、いかにうまく、質が上がるような工夫をするかというのが、ジェットロに委託されてるところだと思ってまして、作本さんがこうやっておっしゃいますけども、中間報告会とか、途中段階で、がんがん意見を言っていたとか、あと、そういうドラフトの段階でも、見てらっしゃらないとかおっしゃってますけども、結構、すごい細かいメモが回ってきますし、読んでらっしゃると、すごく感心する、本当に、いただいておりますから、可能な範囲で、今の段階では、やらせていただいているところではあります。ただ、現実には、意見書というかたちでは、まだまだ足りない、といただいておりますので、そこはちょっと改善をしなければいけないのかな、とは思うんです。

村山座長：

前回、田中委員だったと思うんですけど、実質、このスケジュールがほとんど変えられない。けども、中には、かなり過大な調査が出てきているので、このスケジュールで、できるものになればいいわけですよ。

田中委員：

よろしいですか。それに関しまして、私に関わるのは、この案件の中でも、「円借款案件形成調査」ですよ。それはジェットロの皆さんが支援した調査の中で、本当に次の、JICA が例えば、協力準備調査で、マスタープランなりフィージビリティスタディをつくっていきけるような、そういったものの、いわゆる種になるような調査を、この期間でやっていただければ、それはそれで、非常に価値があると思います。

でも、今まで見せていただいた中の類似の調査の中には、かつて FS をやったけど、動かないから、そこをもう一度やってみたけど、結局そこも動かない、というような案件もありましたので、前回お話ししたとおり、これも税金でやってるわけですから、そのお金を使って、結局、何もできなかったということは、私たち関わった者が、やっぱりそれなりの責任を、ある程度持たなきゃいけないんじゃないか、というふうに、申し上げたところだと思ってます。

それで、そういうふうにならないためには、どうしたらいいかということで、前回、ちょっと議論に、私も加わらせていただきましたけども、事務局の皆様がおつくりになられた、この 1 から 4 までの文書の中で、私は 2 の「METI 案件審査段階への関与について」というところで、できれば、状況はなかなか簡単ではないかと思えますけれども、この環

境社会配慮審査諮問委員会のメンバーが、何らかのかたちで、この審査段階で意見を述べるような場が必要ではないか、というふうに、前回申し上げたと思います。

JICA の場合は、外務省が、開発協力適正会議というのを、平成 23 年 10 月 8 日に、第 1 回会合を外務省のほうで開かれまして、まさにこの適正会議で、次の調査をすべきものなのか、あるいは「ここ、問題があるんじゃないか」という、一番最初の段階で議論をする下地が、もう外務省でできてるんですね。その結果を受けて、JICA は次にどういう調査をするか、ということになっていきます。このワーキンググループに参加されてる松本さんも、その外務省の委員会の委員の一人でおられますので、やっぱり例えば、そういうかたちで、一番最初のボタンのかけ始めのところで、ちゃんとした議論をして、案件がきちんと採択されて、そこから動くというのは、一つ大事なことはないか、と思っております。

村山座長が書かれたメモの中の、2 つ目の項目ですか、「JETRO および諮問委員会の関与段階」というのが、1) から 3) までありますけれども、ここに審査段階ということで、お書きになられてることは、私もこういうふうに、何とかなっていくといいかなと思っております。

2 番目の「実施段階」については、この諮問委員会は、ほとんどもう関与できないような状況が、ずっとこれまでもあったと思います、実質上ですね。諮問委員会が関わっているのは、この「終了後」のところがメインですので。この終了後に出した意見が、次の類似案件に本当に反映されてるかどうか、となりますと、毎回議論になりますけれども、案件の熟度は必ずしも同じようなものばかりが採択されてないというのは、もう毎年のように議論が繰り返されてきてるのではないかと、思いました。

ですから、このところは、最初の「審査段階」というところで、どういうふうにこの審査諮問委員会の意見が、何となくこのかたちで、METI の案件審査の皆さんのところに届くか。その方法はいろいろ考えなければ、それはなかなかうまくいかないとは思いますが。しかし、それはやはり、やるべきですし、JICA の場合は外務省で、そういうかたちがもうすでにとられてるということ、1 年半前からですね。その前は、外務省の場合は、無償資金協力実施適正会議というのをやってたんですけど、それは無償資金だけに限定したもので、かつ案件形成完了後の各期の直前のところでやる、というような限定されたものだったんですが、現在の適正会議というのは、無償資金協力、円借款および技術協力事業、3 つを議論して、かつ案件形成中の調査段階でこれをやる、というふうになってますので、これはやっぱり大事な視点だと思います。すべてこの会議も、議事録が全部とられて、公開されてます。資料も全部公開されてます。ここがやはり、とても大事ではないかと思っております。

この事務局がおつくりになられた前回のメモを見ると、私もお話ししたつもりなんですけど、私の田中というのが出てないもんですから、ちょっと寂しい思いをしたと。それは冗談なんですけれども。私自身は、JICA のガイドラインの改定のときも、こういった議論はすべて、議事録として、それを公開していたんですね。そうすると、その委員の人が自分の名前も出てますので、本当に言ったことが、そのまま出ると。これが大事であって、

やはり私の理解では、今回のこの改定の議論も、毎回、議事録をとっていただいて、大変ありがたいと思ってますけども。これも基本的には、この改定のところで、ウェブ上で公開されると思ってますので、それであれば、私のほうは、どんなドキュメントに私の意見がなくても、それは公開されてるところで、私は JICA の中でも説明をしたいと思ってます。ですから、そういうふうにしていただければありがたい、と思ってます。

とりあえず、私の今の時点では、これで結構です。

佐々木主幹：

ちょっと誤解のないように。議事録は、公開、常にしてますんで。3週間から4週間の間には、もう公開してます。

それから2つ目に、田中さんのを意図的に外したんじゃないんで。これは、なぜそうしたかと、あえて書かなかったのは、何度も議論、過去の委員会でも、ワーキンググループでも出て、ここのところは、何度か METI のほうにも、もうすでに伝えてあるけども、実質的には難しい。これはなぜかという、委託事業だからです、単純に。JICA さんの場合は、自分のところの事業なわけですね。でも我々は「ある部分の委託を受けました。こういうことを要求されてます」ということを、満たすのがまず業務であって、それ以外のプラスアルファになるんですね、これは METI から見ますと。だから、そこで直接、審査に加わるというのは難しい、という意味で、そこは皆さんの中では、ある程度は了解といいますか、議論されたという意味で、ちょっと外したといいますか。何度も出てるので、という意味です。ほかに意図はございません。

村山座長：

それで、審査段階で、実質的に関わるのは、おそらく JETRO 側としては、参考意見を出されるということで、関わっておられると思うんですが、諮問委員会が関わるというのは、おそらく難しいと思うんですね。ただ、実施段階のプロセスを少し変えることで、波及的に、審査段階への抑止効果といいますか。あまり案件形成にふさわしくないような調査が上がってこないような抑止効果は、ある程度あるかな、という話も、前回あったと思いますけどね。

原科委員長：

審査役がコミットされるのであれば、審査役の意見形成段階で、諮問委員会が関与すればいいじゃない。諮問委員会だけコミットはしないと。コミットというほどじゃない。アドバイス。アドバイスなら。アドバイスする諮問委員会だから。

作本審査役：

私は不特定多数のいろんな案件について気が付くところを、コメントを出すということ。

だから、もとの材料が少ないわけですよ。調査に入る前の案の段階、あと、スクリーニング様式と数行の文章だけで、この案件は何か問題起こるんじゃないかと、というようなところを読み取るわけですから、それはもう、全く実態から見えないところでのメモ書きみたいなものですよ。

原科委員長：

そのことを諮問委員会で少し審議して、審査役が発言される、助言されるというような私たちは無理なんですよ。それをやれば。今、そういうことでしょう。

作本審査役：

この段階でやるということですか。応募段階で、もう情報は出せないですよ。職務上の秘密守秘義務がありますから、応募段階では出せないですよ。

原科委員長：

だから向こうでそういうことで、審査役に、そういうちょっとアドバイス付けて、という方向に行ってもらえば。

作本審査役：

私も公式的には審査段階に入れたいんですよ。入っちゃいけない。これは、審査というのは、委託に出す前の段階の。本来の手続きからいけば。委託に流す前の段階で、役所が自分の手の内で選ぶわけですからね。

原科委員長：

委託に流す前か。委託に出す前なら、しょうがないな。そうすると、やっぱり最後の段階の報告書から、フィードバックをちゃんと完全にしないと。報告書が公開された後のフィードバックが、ちゃんと担保されるようにしないと。

高梨委員：

でも一般論からすると、契約段階が終わったときに……。

作本審査役：

契約が終わった後ならいいですよ。

高梨委員：

契約が終わった後に、委員会から出てきたあれで、当然、出発前に確認されるわけでしょう、調査項目というのは、ジェットロさんとして。

作本審査役：

そうですね。どことどこと契約する、というのは、決まって、そこからまた説明会があってという。

高梨委員：

これはどういう調査ですかと、再確認するわけですね。それが一回あるのと。あと、現地調査後の中間報告のときに、どういう成果があったか、というところが 2 番目のチェックポイントで、3 番目がドラフト段階ということね。だから、この 1 回目、2 回目を、もうちょっと充実をね。僕らも昔やってたんですよ。だから、だいたい、「こういう案件だと、こういう点が課題だろうな」というのが、毎年やってれば、だいたい考えが出てきて。ここはちゃんと、いつまでにやっておいてくださいと、出てくると。だから 3 回あるんで。

作本審査役：

私も出勤日が、一週間のうち 3 日ですから、曜日が合わないと、実際、会議にも出られないというのが実態ですんで。

高梨委員：

村上さんなんか、いるんだからね。

作本審査役：

村上さん、出られて、厳しい質問されることもありますので。

村山座長：

だから、そういった段階があったとして、現行のガイドラインだと、やっぱり最低ラインを、書いてるわけですよ。それを少し分けて、求めるものを書くかどうかということだと思っただけですね。

田中委員：

よろしいですか。先ほどの議論いたしましたけども、このスケジュールのイメージという中で、やれる範囲って、それはもう限定されてると。ところが今まで、採択された案件は、とてもこれじゃできないような、大きなプロジェクトの部分が、特に円借款案件形成調査なんかで、やられた例もあると思います。ですから、METI の皆さんが、採択するときに、そういうところがちゃんと伝わって、「これだったら、とても、そのプロポーザルで、この期間でできるような話ではありませんね」という議論が、ちゃんとできるような、そういう情報を、例えば、この審査諮問委員会で、今までコメントもたくさん出されてますし、

そんなものが、ちゃんと伝わるようにするというのは、これはできるような気がするんですけどもね。

原科委員長：

だから最後の段階で、今はこういう文書だけだけど、そういう意見交換会みたいな場を、公式に持って、きちんと伝えていくと。それでずいぶん違うと思う。文書だけだと、なかなか。

田中委員：

よろしいですかね。私、これ、個人の意見ということで、申し上げますけども、現在、日本が、パッケージ型のインフラ輸出ということで、例えばベトナムとか、今度トルコですか、「原子力発電所を」というのが、新聞紙上に出てますよね。実は、JICA が旧円借款部門の JBIC と統合されたときに、現行のこのガイドラインをつくるための議論をして、パブリックコメントを募集したんですね。そのときに、平成 22 年の 3 月 24 日付で、パブリックコメントの募集結果についてということで、JICA も、今もホームページに載せてるんですが、その中で、例えば原子力発電というところがあるんですね。そこでは、JICA は原子力発電に関連するプロジェクトを支援しない方針について、ガイドラインにそれを明記するのは馴染まないけれども、事実関係として、原子力発電所建設に対する ODA 支援は OECD で禁止されています。OECD の ARRANGEMENT ON OFFICIALLY SUPPORTED EXPORT CREDITS、2009 年 2 月 19 日の ANNEX II を参照というのも、これも公開されてるんですね。例えば ODA でこれを、原発を支援することはできない、と言ってるわけなんですけど、例えば万が一、ジェットロの皆さんが支援する、円借款案件形成調査で、原発輸出について云々なんていう話が出て、もしそれが、円借款ですから、JICA 云々になっても、そこで全然議論がずれてしまうんですね。そうすると、この関係者を変える審査諮問委員会って、何やってたんだ、という話になると思うんです。

例えばですよ。これは一例なんですけども。それから、原発本体はつくれませんけれども、トランスミッションライン、送電専門はどうか、なんていう議論もあったんですが、私は当時、本体がつかれないのに、送電線をつくるなんて、論理的にあり得ない、というような議論もしたことあるんです。

ですから、こういうようなきちんとした議論があるということも、METI の皆さんが、将来、インフラ輸出を原発について考えるような案件が、もし出てきた場合は、そういったこともちゃんとお伝えしておかないと、後でいろんな問題が起きてくる、ということがあると思います。私は個人的には、特に原発問題、今、福島であんな大惨事を起こして、15 万人の人がまだ避難してる中で、原発を輸出するなんていう考え方自体が、私個人としても考えられないことで、絶対それはやるべきじゃない、というふうに思っているんですけど。

そういうことで、今申し上げたように、審査をされるところに、これまでの蓄積したいろんな課題とか、「こうしたら良くなりますよ」。ただ批判するだけじゃなくて、建設的な意見を、もちろん言うべきだとも思ってます。税金でやったことが、JICA で、次のステップの調査を行って、それが円借款につながるんなら、それは国民、皆、納得してくれると思うんですが、そのところが、非常にちぐはぐな状態であれば、やっぱりそこは、透明性の面でも、やっぱり改善していかなきゃいけないんじゃないかなと思ってます。以上です。

原科委員長：

今のようなことから、文書で一応記録しておくだけでなく、何か意見交換の場をきちんと持つようにしたらどうですかね、仕組みとして。

村山座長：

意見交換というのは……。

作本慮審査役：

審査段階の。

原科委員長：

審査、終わってからね。引き渡すときの。

村山座長：

提案、事業者側と？

作本慮審査役：

実際、可能なんですか。僕は委託契約の書き方から見ると、そこまでは要求されてないというか、そこまで口を出すなというふうに、私は、形式上なってるんじゃないかと思う。ただ、実際、そこまで入らないと、この流れは変わらないということは、もちろん私も認識はしてますけども。

原科委員長：

いや、次の年のためのプレパレーション。今年度が終わって、次の年、入るでしょう。その終わった段階に入る前に、意見交換会があっても、おかしくないんじゃないの。

作本審査役：

実際、どうなんですか。それはあり得ますか。

原科委員長：

それは十分、可能性あるんじゃないの、審査した立場として。せっかくの情報を生かす。だって、報告書を渡すんだから。だって、文書を渡すとき、説明会、よくやるじゃない。それに近い感覚ですよ、意見交換会でね。

村上課長：

METI からは、繰り返しになりますけども、その意見書の、いわゆる提示というところは、非常に参考にさせていただく、ということはありませんけども、その前の段階での関与というのは、求めてないということですので、そこは何回も言われているということもあります。ジェットロとしても、なかなか METI サイドに対して、言っていくというのは難しいかな、というふうには思います。

原科委員長：

環境アセスメントだったら、文書あったら、必ず説明会やるからね。それと同じような感覚で、開けないことはないと思うんですけど、文書を提出する以上は。だからそれは、そんなにおかしいことですか。コミュニケーションだからね。コミュニケーションの促進。ジェットロは、そういうコミュニケーション云々、どこかに書いてありましたよね。コミュニケーション、大事だと。

村上課長：

佐々木が申し上げたとおりに、ちょっと受託、委託の関係もあるので、そこは意見というかたちで、申し上げるのはできると思うんですけども、ただ、それ以上に踏み込むというのは、ちょっと今の段階では、なかなか難しいかなというふうには思います。

村山座長：

今、議論になってるのは、審査段階の話ですか。

原科委員長：

審査段階じゃなくて。だから、次の年度が始まる前の、このスケジュールと……。

作本審査役：

成果物が出た後です。

原科委員長：

うん。3月、4月とか、そういう段階ですよ。

作本審査役：

意見書を、もし提出する機会があれば、そのときに口頭でも。

原科委員長：

意見書をまとめて、引き渡した後にね。だから審査の会議じゃないですよ。審査会とか始まる前の段階で、次の事業を始めるときに、昨年度の成果はこうで、こういう点が問題だったと。それ、当然、文書を渡すでしょう。そのとき説明会的な感覚で、ご説明すると。そうすると、当然、質問が入りますよね。結果として、そういうふうな意見交換もできるだろうと。そういうコミュニケーションを促進していかないと、うまくいかないですよ。必ず、社会のことは、文書と会議と両方の組み合わせで、情報交換していくでしょう、コミュニケーションは。そういうコミュニケーションの場を設けるようにしたらどうかな、という意味です。だから、審査会に関与という意味では全くありません、そういう意味で。私もコミュニケーション悪かったね。

村上課長：

意見という意味では、また申し上げていきたいと思います。

村山座長：

おそらく田中委員は、審査段階で関与すべき、というお話だと思いますが、現実的には、なかなか、委託の関係があって、それは難しいと思いますが。

原科委員長：

それが難しければ……。

田中委員：

こちらのジェットロの皆さんが、経産省の皆さんにそう言うのは、それは難しいというのは、そのとおりだと思います。ただ、そこを、やっぱり改善していくことをしないと、今まで毎年同じことを繰り返して議論してるから、ここは全然やっぱり、改善されない点ですので、何か良いかたちで、先ほど原科先生がおっしゃったような意見交換をして、次の審査のときに、その人たちが「そういうことを考えないとだめだ」というふうに思っただけられるのであれば、それはそれで、非常に効果的ですし、意義あることですし。外務省の皆さんがこういう適正会議をつくってるようなかたち、オフィシャルには、そういうふうにはならないかもしれませんが、今の段階では、初めの一步として、そういう話し合いをするというのは、非常に価値があるのではないかな、と思っております。

原科委員長：

趣旨としては、それに近いですよ。そんなに公式な格好ではなくてもね。

柳副委員長：

それであれば、3月か4月に、諮問委員会を開いて、昨年案件について報告するということに、経産省の担当の人に、ぜひ来てくれと案内状を出す。それで来なければ、しょうがないのかなと。今までも経産省は、最初の段階でも、メンバーに、一応は、かたちは合ってたんですよ。誰も来なかったけど。

原科委員長：

でも、その必要性は感じてるんじゃないですかね、メンバーとして入ってるなら。

柳副委員長：

そういうような試みを続けていって、ということは、必要なんだろうと思いますけど。

村山座長：

そうすると、かなり年度が替わってから、レビューをして、意見を出してたのを、少しぎゅっと前倒しして。

柳副委員長：

そうそう。もうちょっと前倒ししないと。

原科委員長：

ちょっと、委員のほうも、しんどくなるけど。

作本審査役：

今の佐々木さんが言ったことをサポートするとか、そういうつもりでもないんですけど、今の契約関係というのは、そこに入れたい、ということになってくるんですよ。そういうようなことを前提に、委託はもう、彼らは決めた。その後の作業を我々に投げた。それは好ましくないとか好ましいとか、そういう議論はちょっと脇に寄せさせていただきますけど、そういう条件の下で、ここから先だけを。ですから私は、時間的な流れの中で、契約締結は彼らやると。その後、我々が選んだもの、METI サイドで選んだもの、これはあなた方が受けてください。その中には、「熟度」には、いろんな違いのあるものが混ざってますよ。それだけのことなんです。

原科委員長：

選ぶ審査とか採択は、もちろん経産省の仕事ですよ。でもジェットロは、独立行政法人として、行政に対して意見を言う立場ですよ、社会的なシステムの位置付けは。だから、是非を判断する前に、「我々は結果として、こういう情報が得られたから、十分この情報を勘案してください」、あるいは「インプットして」ということを、当然言えるんですよ。今のガイドラインでも、審査採択段階では、ここにはっきり、担当部というのは経産省ね。ここで環境社会配慮……。

松本委員：

担当部、ジェットロ。担当部とは、ジェットロのことです。総務じゃない、こっちだ。村上さんのところですよ、担当。

原科委員長：

ジェットロね。ここに書いてある「外部有識者による審査/専門委員会」というのは、どういう意味ですか、これは。ジェットロのことですか。

作本審査役：

我々じゃなくて、いわゆる経産省の中でやってる、案件を決める、選ぶ委員会。

原科委員長：

環境社会配慮の専門家を含む、外部有識者による審査/専門委員会、そのところにインプットしても、おかしくないじゃないですか、そのメンバーに。その審査の最中じゃないですよ。入る前の段階で。だから、3月、4月よ。

作本審査役：

私も効果的だと思うんですよ。ただ……。

原科委員長：

入る前の段階で、「去年、こういうこと、ありましたよ」、「こういうこと、新しい情報があります」と、それは環境社会配慮の専門家、外部有識者審査専門委員会自体に、そういう情報を求めることは、国民に対する説明責任ですよ。

作本審査役：

だって、氏名さえ公開されないんですよ。

原科委員長：

だけどそれは、しないというのもおかしいよね、システムとして。全然、過去のことを学

ばなくなっちゃうもんね。学んだことはインプットしなきゃ。だから、「入れてくれ」と言わなきゃいけない。そこはおかしいよ、システムとして。そしたら、全く断絶されちゃうよ。

作本審査役：

ちょっと、私はわかんない。こういう審査委員会というのは、匿名でやるべきものなんですか。ここは皆、顔もみんな出っちゃうわけですけども。

原科委員長：

その場は、秘密でやったっていいんですよ、我々自身も。お互い秘密同士で。それまで公開しなくたっていいよね。だって、アセスメントだって、委員会の守秘義務ってありますからね。ある部分に関しては秘密にしますよと、利害をプラスマイナス考えてね。基本は公開ですけど。

村山座長：

今の話は、審査段階の話ですね。

作本審査役：

そうです。審査段階です。

原科委員長：

審査の前の段階ね。審査入る前。3月、4月ですよ。

作本審査役：

時期は前であっても……。

原科委員長：

いやいや、完全に審査と切り離れた段階で、そういう情報を伝えていく、ということなんです。

作本審査役：

むしろ意見書を提出する、ということをかたちとして……。

原科委員長：

だから2月、3月に終わって、次の審査に入るでしょう。この4月ですか。その前の段階で、間があるわけですよ、数カ月。そのときに「過去の経験はこうですよ」ということを次の

審査担当者にちゃんと伝えておく、ということです。それを作本さん、やっておられるわけでしょう。やってない？

作本審査役：
やってないですね。

原科委員長：
だから、そういうことをやらなきゃだめね。そうしないと、育っていかない。

松本委員：
前、村上さん、意見書は経産省に持って行ってる、というふうにおっしゃいませんでしたっけ。

村上課長：
それは、持っていってます。

村山座長：
それはでも、提案が出てきてから、参考意見を出されてるという、そういう意味でないんですか。

村上課長：
いや、もうシンプルに、諮問委員会が出された意見書。出た段階で、こういう意見がありましたよと。

松本委員：
経産省に届けてますよね。

村上課長：
はい。それはやっております。

佐々木主幹：
だから、時期としては、一周以上遅れるわけですね、それは。さらに一年ずれることになりますから。原科先生のは、直後に、ということですよね。

原科委員長：
そう。

村山座長：

ですから、それをやるとすれば、諮問委員会までの期間を思い切り短くして。

佐々木主幹：

原科先生のお考え、確かに、独法と行政という立場だけを考えるとあれなんですが、契約体系を見ると、それは結構です、と仮に言われた場合に、それ以上のことというのは……。

原科委員長：

結構というのは？

作本審査役：

そもそも求めてませんという。

原科委員長：

だから、それはジェットロの役割として、そういうことを意見言っていくのは、社会的な機能として、必要じゃないかと思うんですよ。

佐々木主幹：

わかりますけども、それは一般論……。

原科委員長：

それは、向こうが NO と言えば、しょうがないよ。それは相手のあることだからね。

柳副委員長：

おそらく、METI のほうで、そういうような人を呼んだときに、公開されちゃうと、いろいろと案件審査に今後の問題だと、というようなことを懸念してると思うんです。だから、こちら秘密会でいいんだと思うんですね。要は、ここで検討したことは、できるだけ反映されるようになると、その次の年度以降にそれが反映されるんじゃないか、ということを考えてるから、さらなるサービスをこちらはしたい、ということだけを言ってるに過ぎなくて、相手がそれを、さらなるサービスはノーサンキューです、と言われるというのも、しょうがないなと思いますけど、でもこちらは、別にそれをオープンにして、案件で何かしようとか、そういうような意図は全くない、ということがちゃんと伝われば、向こうだって、ちゃんと胸襟開いて、「聞くことは聞きましょう」、「いろいろ意見は出てきたけど、この意図はいったいどういうことなのか」ということも、質問してみたい、というふうに思うんじゃないですかね。普通の考え方だったら。

原科委員長：

向こうの委員だって、ダミー入れてもらってわからなくするとか、いろいろ工夫はできますよ。そもそも、審査員もすべて非公開でずっとやっていくことがいいかどうか、問題は基本的にあるんですけどね、それ自体が。透明性の問題を考えると。本当にそれでいいのかという。

作本審査役：

今ここでまさに議論してる内容は、「熟度」の問題の裏側を、そこから議論してるんですね。ですから、この部分の議論が、ある意味じゃ、実際可能なかどうかを含めて。

村山座長：

今の議論をガイドラインに入れますか。

佐々木主幹：

そこなんです。どう紙に。つまり、そこは確証のないまま入れるわけにはいきませんので、ある程度、時間が必要ですね。

柳副委員長：

打診していただかないと、ある意味では。

田中委員：

ただ、私たちが議論してるのは、これ、税金でやってる話なんで、民間企業がやるのは、それは私たちが話すことはないですけども、これ、税金でやってるということになれば、そこでやっぱり、一定の透明性を確保しないと。特に環境社会配慮諮問委員会ですから、やっぱりそこは大事だと思いますね。だから、審査する方々と、どういうかたちかは、これから議論でしょうけども、一度、話をするというのは大事だと思うのと、ドキュメントで、結果もらいましたというのと、実際、審査した人たちが、生の声で「こうこうです」と言ったのは、これは全然違う感触を持たれる可能性もあると思います。ですから、やはり、ただ文書だけ、「これが結果です」とお渡しするよりは、何らかのかたちで、そういう会合を持たれるというのは、国民の賛同を得る一つの大事なやり方じゃないかな、と思いますね。

原科委員長：

そうそう。国民の理解と支援。環境アセスメントは、とにかく文書がベースでコミュニケーションしますが、会議の方式を、補佐的に使ったり、補完的に。それが普通なんです。ようやくそれでコミュニケーションになってるんですよ。だからこの件に関してだ

けの文書だけでいったら、ちょっとどうかな、という感じを持ってしまうんですね。

松本委員：

私が言いたかったのは、それは余計なお世話を焼いている、ということが言いたいです。つまり、必ずこの諮問委員会にかけられたものを経済産業省に提出せよ、と言われてなくてやっているのであれば、そういう機会を設けることはできますよね、ということの一つの例として、この意見書を提出されてるということは、それを口頭でやることも、同じようなレベルで可能ですよね、という意味で申し上げた。

それは、言われてやってるわけではないですよ。この前のお話で聞くと、比較的ジェットロ側の自主的な判断で、この意見書を、資金協力課に出されているということは、議論の持って行き方としては、それを口頭での説明も踏まえたやり方に変えるということは、ものすごいガチガチした何か、何も求められてないという、先ほどのお話とは、少し違うんじゃないかなというふうに思ったと。

作本審査役：

一度、意見交換の場を持つ、そういうのを提言するのは、可能なんじゃないかな。ですから、この諮問委員会としてという意味じゃなくて、意見書についてのご説明申し上げるときに、意見交換の場を持ちたいと。秘密会でもちろん構わないと。

原科委員長：

このガイドラインつくったとき、数年前、経産省の方、やっぱり出てきて、やり取りしたでしょう。だから、そういうことは、やっぱりお互いに必要なんですよ。今回、最近なくなってきたから。だから、ちょっとうまくないかな。

村上課長：

繰り返しになりますけど、求められてないということを、そういうふうに、「やりませんか」という、意見は、言うことはできるんですけども、求められてないことに対して、言うことになりますので、そこは現場のレベルとしては、これによって受託ができなくなる可能性は高まる、というリスクは背負うことになりますね。

原科委員長：

なんか、北朝鮮みたいだ。余計なこと言うと。それはちょっと余計な、変な発言だったかな。

村山座長：

今までの議論は、結果が出てからどう報告するかですよ。あと、審査の段階でどうする

かという話は出たんですが、その大元の実施段階でどうするか、という話をぜひ進めたいと思うんですけど、よろしいですか。

やはり、一つの考え方として、「熟度」をどうするかという話が、必ずあるというふうに思うんですけども。

原科委員長：

「熟度」をどう判定するか。

村山座長：

そうですね。「熟度」に応じた、よりメリハリのある、ガイドラインにするかどうか、ということがあると思いますけども。その辺り、いかがですか。

高梨委員：

僕らの現場からすると、「熟度」の違いがあっても、このスケジュールでこの予算だと、もう限界があるんですよ。我々の立場からすると、それはこのシステムに問題があるんじゃないなくて、その案件を、円借款として取り上げるときの JICA の問題なんですよ。JICA は、必ず円借款やる前には、審査ミッションを出すわけですよ。それで案件が、十分、環境社会配慮が行われてるか、技術的に十分精査されてるか。要するにフルスケールの FS があるかどうかというのを、彼ら、必ず審査でチェックしなきゃいけないんですよ。だから、今まで出てるように、ジェットロ調査でもって、円借款を出すというのは、本来あり得ないことなんですよ。それは審査が十分してないことなんですよ。だから、それはジェットロさんを責めるんじゃないなくて、これはシステムを責めるんじゃないなくて、そういうものに円借款を付ける、JICA を責めなきゃいけないんです。

僕ら現場からすると、案件というのは、いろんな角度から見ると、例えば、財務分析が十分行われてない FS だったら、その部分を追加調査でやる、という補足の調査も当然あり得るし、それから、環境面、社会面、現地のコンサルタントだけがやったローカルの FS が、十分じゃないとか、そこは補足でやるというのは、JICA も、今もやってるんですよ。だから、そういう面では、「熟度」がいろんなレベルにあって、それは一度の調査でやるのは、その一部をやるしか、限界があるんですよ。だから僕らができるのは、さっき言ったように、作本さんにがんばってもらって、at best で。要するにコメントを出すというところぐらいじゃないかな、という気がしてるんですね。だから「熟度」も、本当に FS になっても、その中の一部が十分じゃないところがあれば、おそらく、ジェットロ調査というのが必要になるんだと思うんですよ。

原科委員長：

ジェットロ調査？

高梨委員：

要するに、ジェットロで補足の調査ですね。それはどうしてかと言ったら、案件を前に進めるというか、日本として案件をやっていききたいという、どこかの意向が働くから。だからそのときに、本格的に日本が援助するのであれば、今度は、その案件を、日本が円借款の対象にするというふうに。それこそ松本さんのところで決めるときには、そこは JICA が審査ミッション出して、そこで十分チェックしなきゃいけないですよ。だから、このシステムで「熟度」がいろいろなものがあったとしても、この予算と期間なわけだったら、JICA 並みの協力準備調査ができないと思うんですよ。ましてや、さっき言った一体的なところで、ちょっと議論が出たんですけども、送電線をやったら、発電所の部分をやらなきゃいけないんじゃないか、と簡単に言っても、僕らコンサルタントからすると、送電線のエンジニアに、プラス発電所のエンジニアを出すと、発電所だってコール、要するに石炭火力もあればガスもあって、そのほか、それこそ再生可能エネルギー、その他もあったら、そんな専門家なんていないですよ、オールマイティの。送電線をやるために、プラス発電所の専門家も一緒にやらなきゃいけないと、この前も、一体的に、僕はあんまりコメントしなかったですけど、現実には、ものすごく難しいんですね、両方カバーすると。それこそ、それは本体の円借款を付けるときに、JICA が本当に十分審査しなきゃいけないですよ。それこそ国の援助だから、そこはしっかり言うべきところだ、というふうに思うんですね。以上です。

田中委員：

よろしいですか。JICA のこと言われたんで、。田中ですけど、ちょっとお話ししたいと思いますけど。円借款案件というのは、2つのタイプがあって、まず一つは、相手国からフィージビリティスタディレポートと、それから関係影響評価書、これが送られてくる場合の円借款。これは私たち、技術協力やってた JICA では、それはやってなかったですね。円借款を担っておられた OECF、JBIC の円借款の皆さんが。そこで足りないとき、SAPROF とか、そういったものを使って、やっておられたと思います。

もう一つは、JICA が昔からやってきた、開発調査でやってたのは、一番最初のマスタープランづくりから、例えば道路とか鉄道とか、いろいろ、空港でもそうですけども。マスタープランで、交通計画を全体つくって、その中で、優先順位の高いプロジェクトについて、今度はフィージビリティスタディをどれをやるか、ということやると。ただ、順番を踏むわけですね。そうなるとう当然、時間はかかりますけれども、かかる分、住民移転の問題も、できるだけ調査段階で、解決しながらやっていこうということで、案外、円借款を実施するときには、時間はかかるけども、やれる案件もあります。

ですから、今、高梨委員がおっしゃられたように、相手国から FS レポートと関係影響評価書が来たものが、私たちが技術協力で、何年もかけて準備したものと比べて、どっちが

「熟度」があるかと言ったときに、私は個人的には、JICA が時間かけてやったほうが、「熟度」は高くなってるという感じはしております。

ですから、ここのジェットロの皆さんが支援されている、例えば、円借款案件形成調査は、そのシーズになるような案件、種になる、それをこの期間つくっていただいて、これだったら、次の JICA が協力準備調査で、マスタープランから行くのか、あるいはかなりできてるんで、FS から行くのか。FS でまた一年半かけて、きちんとやるか、そういうための調査をここでやっていただければ、それはこの期間でやれる範囲でやっていただければ、それはそれで、非常に有効なお金の使い方になると思いますし、最終的にそのほうがコンサルタントの皆さんも、後で困らないんじゃないかな、という感じがしておりますので、そういう視点で、この円借款案件形成調査に関しましては、この期間でやれるものを、METI の皆さんが審査して、種になるものを上げてくだされば、それでいいんじゃないかと、個人的にはそう思います。

原科委員長：

このガイドラインつくるとき、今おっしゃった枠組みですよ。全部、議論しましたね。案件形成調査という名前だけど、発掘段階で明確にして。それで全部、そう書いてあるんですかね。

作本審査役：

そういう流れになってますよね。

原科委員長：

だけど、実際に、どうもそうになってないからね。現実に合わせてよいか、という話なんだけど、やっぱり、本来考えてきたところにするべきだと。それが、実際ならなかったというのは、まさにフィードバックがなかったからよ。つまり、結果も審査して、おかしいと、皆、意見出したのに、それ、全然フィードバックされてないんだもん。だから、毎年、繰り返しなんです。本来は、これがちゃんとフィードバックされれば、2年目は少し減っていったはずなんです。だけど、実際にはそれがないから、繰り返しになっちゃう。そうすると、結局、この案件形成調査と言われるものが、国の、国民の税金使ってやってるものの趣旨が、今、田中さんがおっしゃったとおりの趣旨でやるはずなのに、そうになってないのは、やっぱりおかしいんですよ。この制度が歪められちゃう。結局そうなる、不十分であった、無駄金になっちゃうでしょう。制度なら、それなりの成果が出るけども、FS もやったと言いながら、ちゃんとできてなかったら、無駄金になっちゃうんですよ、税金が。だからこれは、やっぱり問題ですよ。

田中委員：

よろしいですか。あと、民活のものにつきましても、大規模な発電所とか、そういうのになると、今度は、旧輸出入銀行、今の JBIC です。そこが支援される場合でも、ガイドライン持っておられますから、今の JBIC。その人たちにとっても、ここでちゃんとした対応が、されてれば、それは使われると。今の JBIC の皆さんも、税金で動いてるはずですので、そこも一貫性がとれるんじゃないかな、と思うんですけども。

作本審査役：

作本ですけど、今お話聞かせていただいて、今もうまさに「熟度」によって、おおよその分け方が、皆様方の頭の中には浮かんでるんじゃないか。私どもも、佐々木さんと以前ちょっとお話したことあるんですけど、もうおおよそ発掘段階のシーズ探し、これはもう、むしろ、この事業の長所なんですね。

原科委員長：

そう。

作本審査役：

あれについて、何も、これについて、「やめてくれ」だとかいうのも、。「もっとがんばってくれ」というぐらい、言いたい気持ちなんです、マスタープランからこぼれたものを。

原科委員長：

だからそれを、まさに民間に、リスクを大きいところを支援して、がんばってもらいたい。そこなんです。

作本審査役：

やってくださいと、それはもう願望したいぐらいに。発掘事業の中にも、おそらく、極めてまだ案件熟度というよりも、場所もわからない、何やっていいか、よくわかんないとか、まだ水力か火力かわかんないような、そういうようなこともあるかもしれないけど、もうちょっと、シーズというか、発掘の段階で、もうちょっと候補地ぐらいのところで決まって。あるいは候補が出てくるぐらいの、ちょっとレベルの高いものがあるんじゃないかと思うんですけど。今の 2 つは、何とか、我々、発展させてもらいたいと思うんだけど、むしろその先の案件形成事業、この中には例えば、アセスが終わってますよというのも当然出てくるんですけど。こうなってくると、もう。だけどそれは、我々がこれは仕事として請けたい、断ると、十把一絡げで来るわけですから……。

原科委員長：

我々はそういう権限ないからね。だから、審査のプロセスでそれをフィードバックできる

ように、さっきのコミュニケーションの話になるんですよ。

作本審査役：

そこのところをコミュニケーションで補いたいという。

原科委員長：

「去年、こういうこと、ありましたよ」とね。やっぱり趣旨に合わないでしょ、ということ、しっかり説明して、よく理解していただくと、次の審査から変わるじゃないですか、少しは。そうやってフィードバックしていかないと。

松本委員：

今のは、比較的、高梨さんがさっきおっしゃったことと関係があって、事実上の補足調査的なものを、もし意図しているのだとすれば、それはどうするかですね。つまり案件としては進んでいる、でもちょっと FS が古いかもかもしれない、でも相手国の EIA も承認されているような段階で、さらに調査をする、となったときに、どうするかというのは、これは JICA や JBIC のガイドラインのカテゴリー分類とは、また全然違う世界だとは思いますが。もし現実に我々が、現実に私たちのやってることを当てはめるとするならば、シーズ段階、それから、もう少し立地がわかってるような段階、さらに、実はかなり案件は進んでいるけれど、補足調査を行うお金を使ってやろうとしてる場合というのが、現実的にはあるんじゃないかなと思いますけど。そういう少し変わったタイプのカテゴリー分類になるかどうかはわかりませんが。

村山座長：

仮にそういうのがあった場合、私の印象だと、それが無いことが前提になって、報告書が出てきてしまって、それを後から我々は知って、チェックをせざるを得ない、というかたちになってるような気がするんですね。だから、例えば、補足や追加の調査であれば、それを前提に。例えばすでにもう、されてる調査であれば、代替案とかステークホルダーの話をリファーしていただいてもいいと思うんですね。それを我々レビューできればいいと思うんですけども、全くそういう仕組みになっていないので、何かそこは変えられるのかな、という気がするんですけど。

高梨委員：

ただ、おそらくジェットロさんの立場だと、それはわかっていると思うんですね、今の経験から。だから僕は、作本さんに言ってるのは、それを **at best** として、ステークホルダー協議、ここは少しやったらどうですかとか、全体のあれを。

村山座長：

属人的に適用するのか、ルールをある程度決めておくのか、ということだと思っ
どね。

作本審査役：

この「熟度」による分類というのは、前回、松本さんに、私、質問したことがあ
りすけども、ABC とかに分けた場合に、A についてどこまでの調査をお願いす
る、B についてはここまでの、第二段階目までのステークホルダー協議、ここ
までお願いするという、そこにもしつながらないんだったら、「熟度」とい
う議論は何の意味も持たないというか、もっ
たいないですよ。ただ、「熟度」をどの段階で誰が決めるかということ
は……。

原科委員長：

「熟度」、ABC よりもカテゴリー別。「熟度」1 とか 2 とか段階で考
えとね。だから 3 ぐらい行っちゃってると言っても、それがちゃんとでき
てなかったら、結局、全部無駄になっちゃうと思いますよ。だから公金
使用として、不適切だと思うんで。それで本当にいいのかなと、大い
なる疑問はありますね。だから、過去のレビューしたり、そういうのは、
どうなんですか。本当にうまくいってるのかな。それで少し手直しし
て、うまくいったならいいですよ。実際の事業につながって。その辺の
ファクト関係、どうですか。

松本委員：

無駄という意味では、つまり、旧いわゆるジェットロ FS の案件とし
ての成立率は、ここでも議論されましたけど、極めて低いわけ
ですね。10%以下ぐらいですよ。

原科委員長：

だからシーズなら、まだ将来の可能性あるじゃないですか。

松本委員：

ですから、無駄の議論をここでし始めると、「やめちゃったら」とか
いう議論になってしまうんで、ちょっとそこは若干置いておかな
きゃいけないんですけど。だから、さっきの高梨さんの意見も、ち
ょっと極論に行ってしまうと、「送電線なのに発電所」みたいな話
をされてしまうと、それはもう「絶対無理だよ」みたいな話になる
わけで、極論を出してしまうと、実はやっぱり議論というのは、な
かなか動かなくて、それよりも FS はある、EIA もあるような案
件が、実際に上がってきて、この上がってくるのを止められない現
状であるとするならば、やっぱりこの役割は何だろうという、今、
村山先生が言ったように、だったらレビューをちゃんとしなさいよ
と。EIA でどうなってるんですか、とかいうことが、報告書の中
に少なくとも書かれている、そして補足調査の中にも、さらにそ
こで気に

なる部分については多少のステークホルダーの協議があるとか、何かそこをここで議論するということ、極めて今の我々、経産を止められないとするならば、現実的な改定のラインなんだろうな、とは思いますが。

高梨委員：
そこは同じ意見。

村山座長：
具体的に、今のガイドラインである記述は、ほかの選択肢との比較検討と、ステークホルダーからの情報収集なんですね。ですから、これが本当にすでに調査があっても、かなり最低ラインになってしまう場合があるので、この点について、少なくともカテゴリーのようなイメージで、すでに進んでるものがあれば、それをリファーしつつ、補足の調査があったりするという、何かそういう仕組みができるといい、と思うんですけど。

高梨委員：
そうですね。

作本審査役：
そこまでが調査、今回の短期間の調査に、、、

原科委員長：
じゃあ、2つに分けるかな。基本のシーズ段階と、もっと進んだ段階の2つぐらいに。あんまり細かくやると、きりないから。

作本審査役：
あんまり細かくやると。ただ、この進捗段階だって、出された初期の段階でわかるものやら、報告書が書き終わらなきゃわからないものやら、それは見えないんですね。今のスクリーニングの書式の様式の中に、書き込ませることはできないかと。まずそれは無理だと思うんですけど。あなたの仕事はどこまで進みますか、と書かせ、、、

松本委員：
既存の調査のある、なし、書けないんですけど。

村上課長
それはもうあります。

作本審査役：

アセスをやったかぐらいは書けますね。あるいは、進捗度のメルクマールは何なのかということも、やっぱり 2 つ、3 つ、わかりやすいところで。それで 1、2、3 グループに移すというふうに。

原科委員長：

だんだんわかんなくなっちゃうよね。最後になって、出てきてから。

村上課長：

そこは過去にどんな調査が行われましたかという、それは書く欄がありますので。

作本審査役：

それはありますよね。

村上課長：

ええ。それについて、例えば質問とかいうこともできるので、そこは今の枠組みでできるとは思います。

原科委員長：

じゃあ、この基本に対して、さらに進んだものは、2 つぐらいに分けるというかたちでやったらどうなのかな、今の議論だったら。

作本審査役：

あんまり多くしないほうがいいですね。

原科委員長：

2 番目は、例外的です、考え方が。そういう場合も対応しなきゃいけない、という意味で。

作本審査役：

今、村山先生がおっしゃったように、ステークホルダーと代替案の、この調査方向に、深さに、最終的には結びつけられればいいんだとすると、それに基づいて「熟度」の ABC とか、その辺りで大まかに、、、

村山座長：

イメージとしては、そうだと思います。現行のガイドラインでの記載を踏襲すれば。ほかのところはあるかもしれないですけど。

作本審査役：

逆のどこまで求めるか、というところから。今、松本さんが先ほどちょっとおっしゃられたことは、調査に行った、例えばアセスは以前にやったけども、いわゆる何年以内に事業を開始しなきゃいけない、実施しなきゃいけない、それに乗り遅れちゃったものとか、あるいは市街化区域の開発をやろうと思ったら、市街化地域が一回目の調査でこれだけやったんだけど、広がっちゃったとか。実際はもうちょっと対象を広げて開発したいとか、いろんな修正・補足のための調査というのがありますよね。あるいは新幹線みたいに、ベトナム新幹線じゃないけども、1,700 キロあったら、そのうちのこの部分を1年目にやって、2年目はここでやる、3年目は第3区間でやるとか、そういうかたちでの。だから、いろんなかたちの積み上げもありますんで、必ずしも「熟度」の問題から縦割りしきれるかどうか、わかんない部分もありますけどね。

松本委員：

だとすると、実を言うとこのガイドラインに戻っちゃうんですね。立地がわかっているかどうかという。

作本審査役：

そこはおそらく、わかりやすいんじゃないかと思いますね。立地が確定できてるか、サイトが決まってるかどうかによって、調査のレベルを深くするか浅くするかというのは。

松本委員：

一つ知りたいのは、立地がわかっていたら、やらなきゃいけないことがやられてなかったじゃないですか。なので、これは「熟度」とか、カテゴリー分類とか、スクリーニングの問題じゃなくて、そもそも、どうして立地がわかっているのに、それがやられてないのかの理由がわかんないんですけど、実は。

作本審査役：

ガイドラインを参照してないんじゃないですか。

松本委員：

そうしたら、これをつくる意味がないわけで。

高梨委員：

僕らからすると、やっぱりそこは本当はジェットロさんの役割なんでね。

作本審査役：

そう言われると、申し訳ないんですけど。

松本委員：

あんまり変わらないですよ。もし、その立地というところでいくと。

作本審査役：

流れとしては、代替案の比較というか、代替案というか比較の部分に役立つことと、ステークホルダーが、サイトが決まってるか決まってないかで調査の深さというか、相手方のヒアリング対象が変わってくると。そこに逆に結びつけて、手前のほうの入り口を分けるということ、もしここでガイドラインに入れるだけじゃなくて、それがマニュアル化、応募要領とか何かの、実施要領ですか、報告書。そこへ入り込めば、もう明らかにあなたの調査はということを前提にしながら、A グループです、B グループですというかたちで、ステークホルダーやらなきやいけないか、ということになってきますよね。その、逆に……。

村山座長：

だから、ガイドラインの徹底という話は、今の委託という状況であっても、実施段階の話ですから、それは徹底できるわけですよ。

作本審査役：

それを実施するように、マニュアル化していけば、実際ガイドラインは読まれなくても、我々の一番求めている最低の2つ項目、、、2つか3つの、許せないというか、必ず落とせない項目を、絶対遵守してもらおうというかたちで、達成できるかどうかわかりませんが、非常にそこに近づける、ということで可能かなと思うんですけど。

高梨委員：

だいたい僕らの今までのコメントも、その辺に集約されるんじゃないですか。要するにステークホルダーとか、あれというのは、もうちょっとやったほうがいいんじゃないですかというのと、代替案的なものは、ちょっとというの。

作本審査役：

効果から逆に今の分類を、「熟度」のことを大ざっぱに分けると。

田中委員：

よろしいですか。今のご意見に私も賛同するんですけど。そういうふうなものが、ステー

クホルダーとか、代替案のいろんな情報が、このジェトロさんが支援してるもので出てきたのであれば、JICA が、協力準備調査を、例えば、しようとした場合に、外務省の適正会議でも、こういうシーズがあって、これについて、こういう問題が課題として残っていると。それについて、協力準備調査で、こういうスケジュールで、ステークホルダー協議をさらに深めて、代替案を詰めていく作業を支援しますとか、話せればと思うんですね。だからそれはもう、ODA の案件については、ちゃんとステップ踏んで、やれるはずですので、そういうかたちの案件を、METI の方に選定してもらおうと、最初の段階で。そこは大事だと思います。

作本審査役：

今、最後の言葉が引っかかるのは、次の段階で悩んでるのは、まさに誰がこれを書くのか。今、調査の申込書、申請書、その段階に、そこから全部読み込めて、今の A だか B だか、それを分けられるのかどうか。あるいは、こちらがまたそれを、「あなたは A ですよ」、「B ですよ」という指示を下して、調査、ここまで宿題ですよという、そういう指導方式に移れるのかどうか。

原科委員長：

「熟度」の 1 か 2 はね。

作本審査役：

ええ、「熟度」が。そこに今度、責任伴いますから。

高梨委員：

どんな案件来たって、ジェトロさんで対応できるんですか。

作本審査役：

できないです。

高梨委員：

いやいや、この範囲内で。「その中でやってください」というのは、できる範囲で。あとは、それを採用するかどうかは、やっぱり JICA さんの問題なんで、外務省の。

作本審査役：

まずは最終的にはそこですよ。ODA 関連はそうですね。そこでもう強力に、、、

松本委員：

ちなみに、すでに2回、ジェットロの報告書をリファアして、協力準備調査の開始のときに、結構厳しいコメントが出てるんですよ。そして、そのJICAがやる協力準備調査のTORの見直しにまでいったのが2回もあるんで、それはジェットロが出したレポートって、結構重要なんですよ。そこに書いてあることを、外務省もJICAも見過ごして、案件概要書を外務省の会議に出してくるんですよ。でも僕らが別のところから、ジェットロの報告書を探してきて、「ジェットロがここはこういう問題があると書いてあるじゃないですか」と指摘するというケースは、すでに二度あるんですよ。なので……。

原科委員長：

であれば、やっぱりコミュニケーション、大事じゃないですか。そういう事実があるなら。

作本審査役：

すばらしいことですね、それは。良いご指摘で、ありがとうございます。

原科委員長：

それを言ったんだよ、さっき。だから、せつかくジェットロでチェックしたことが、インプットされてないわけでしょう。コミュニケーション、大事。まさにそこなんだよ。今おっしゃったことなの。そういうこと、あり得るなということで、私は申し上げたんですよ。実際、起こってるじゃないですか。

村山座長：

JICAもTPP案件を始めてるので、結構、ジェットロの調査が来るんですよ。

作本審査役：

官民連携の。好ましい話は、私もつい乗っちゃってというか、わかるんですけども、実務的にどうなんですかね。やっぱり、これを、村上さんの役割として大変大事だというか、大変なことはわかってるんですけど、どの辺り、役所が納得してくれるというか、理解を示してくれる。もちろん働きかけなきゃいけないという原科先生のスタンスはわかるんですけども、どの辺りを。「熟度」を例えば我々の側で、「おたくの報告書は1番目、2番目、3番目——2つでもいいんですけど——ですよ。だから、ここまで調査してください」という……。

原科委員長：

1と2ぐらい。2つぐらいで。ベースが1で。それが済んだら2で。

作本審査役：

2つぐらいのほうがいいですかね。「ある」「なし」ぐらいの感じで。

村山座長：

現行、「ある」「なし」ですよ。だから、「ある」のを、さらに2つに。

作本審査役：

例えば、サイトが決まらないと、あの辺りはわかりやすいですよ。

松本委員：

「なし」は、ないです。本当に最初から除外するのは、あってもいいと思うんですけど。

村山座長：

一つは、これまでの調査があるかないかですよ。あとは、サイトが決まってるかどうか。

作本審査役：

サイトが、予定されてるサイトがあるかどうか。

高梨委員：

サイトはやっぱり決定的かな。

村山座長：

ただ、ちょっと規模がね。

高梨委員：

サイトといっても、結構ざっくりしたあれだから、決まってると言いながら、詳細までやってないところもありますから。

作本審査役：

候補地まで決まってるというのもありますね。候補地が複数決まってる。

村山座長：

例えば、JICA のカテゴリーを参照するというのは、あり得ますかね。

松本委員：

大きさを判断ですか。

村山座長：

ええ。

原科委員長：

JICA のカテゴリは、全然、次元が違うから、ちょっと参照にならない。だから、言葉を換えたほうがいいですよ。A、B なんてやると、カテゴリ、混同しちゃうからね。これは熟度なんだから。

作本審査役：

それで、もう JICA に、もし渡っても、A、B でもいいんですよ。入り口のところさえきちんと。

松本委員：

つまり、「熟度」が低い案件発掘の段階は、全部 B ということですよ、多分。村山先生のイメージはね。JICA のガイドラインでいくと。

村山座長：

いや。ただ、影響の大きさがありますよね。

松本委員：

だって、やってみなきゃわからないから、案件の発掘なんですから。

高梨委員：

ただ、ジェットロさんレベルだと、皆、A になっちゃうんだね、下手すればね。要するに、非常に影響範囲がわからないんで、きっと影響は大きいんじゃないかと。

松本委員：

いや、JICA を導入すれば、多分、それは B になる。

原科委員長：

「熟度」と言ったって、次元が違うからね。概念整理が違うんだから。

作本審査役：

もう一つ私が悩んでいたのは、今、影響ある、なしで、示してるわけで、この研修とか、それ以外は、もうほとんど、あれは本当に、純然たる調査ですよ。それだったら、「環境影響ゼロ」だということもあり得ますけど、そう言われると、調査しなくていいだろう

という、環境配慮を、真っ先に 1 章、落としていいだろう、ということになりかねませんので。担当者は、行ってもらうわけですから、調査してもらうわけですから、そこはほとんど、影響はあるかもしれないという、蓋然性の下で調査してもらう、ということになる。

高梨委員：

そもそも、カテゴリーというか、グループ分けは、それは別に役所、関係ないわけですよ、そんなに。

作本審査役：

そういうことにしなきゃなんです。

高梨委員：

それはあくまでも、ジェトロさんが質の確保をするために。

作本審査役：

ジェトロが自分で分けて、それによって……。

原科委員長：

だから、審査の便宜上ですよ。

作本審査役：

それによって、便宜上で調査の仕方も仕組みも、仕分け、我々、させてもらうよということ。

村山座長：

だから、そんなに、明確に区分けというのは、大きく違いを示すことは無理だと思うんですけどね。

作本審査役：

だと思いますね。ただ、サイトが予定されてるかどうか、ということだけでも、なかなか最初の、提案段階でわかんないですよ。

村上課長：

わかるものもあれば、わからないのも。

原科委員長：

こういうときは、普通、我々は、やっぱり具体のデータ、もうデータあるわけだから、これまでの結果。それをちょっと、どう分けられるか、試しに分けてみたらいいじゃない。

作本審査役：

今ある既存の。報告書から見ればわかるんです。最初の2~3行を出されたところでは……。

原科委員長：

それから遡って、提案がどうなってるかというところは、検討つくんじゃないの。

作本審査役：

あんまり複数の要因を、メルクマールを増やしちゃうと、30%、60%、もう訳わかんなくなります。アセスは終わってるのに、ほかが皆ゼロだった、なんてことになっちゃいますから、だからそこら辺はもう、わかりやすい状況というか、それを用意しておくことが、…。

原科委員長：

だから、ある程度、分類するけど、相互に入れ替えられるようにしておいて。

村山座長：

ある程度、サイト以外に、これまで、すでに既存の調査があるから、分けられますよね。

作本審査役：

3つ、やりましたよね。既存調査の有無ですよ。

村山座長：

それで、過去の事例でどれぐらい分けできるか。それにプラスアルファがあるかどうかですかね。

作本審査役：

アセスの有無はどうですか。アセスをやっても、賞味期限切れじゃないですけども、例えば1年、2年以内に事業を開始しなきゃいけないというところに、こぼれた事業がありますよね。もう一回アセスやり直した。それを含めて、アセスの実施済みというのを、どういう。アセスはもう指標にはならないんですか、これは。

村山座長：

アセスをやるぐらいだったら、もうサイトが決まって、プロジェクトも相当はつきりしてますよね。

作本審査役：

我々の目的としては、幅広い項目の洗い出しというのは、もう終わってなきゃいけない。スコーピングは終わってなきゃいけない。

高梨委員：

ただ、僕らからすると、サイトが決まったやつのアセスがあっても、意外とこのサイトは、必ずしも、適当じゃないという、もう一回レビューもあるんでね。

作本審査役：

ありますよね。複数のサイトが、、、。

高梨委員：

だからそれはもう、本当は最初のヒアリングで、応募企業から意見を聞くときに、どこまで現場のことがわかってるのか、という。そこで僕らはだいたい想像するんですけどね。ローカルな環境社会がありますと。これ、ローカルがやったんですか、といたら、多少、括弧付きで考えるから。サイトはどこまで決まっています、というふうに言ってますと。どうですかと言って、テクニカルな面で。たとえば、だいたい、まだまだ十分じゃないな、というのは、ある程度は、一方、決まってるなというのがね。ほとんどそこで想像ができるんですよ。

村上課長：

今、報告書作成基準の中で、読める範囲であれば、あとはもう程度の問題なので、ジェットロ側で、「これはもう少しこうやるべき」というアドバイスというところで、読み込めると思います。ですから、まさに作本さんのほうで、「これはもうちょっとこうやったほうがいい」とか、というアドバイスができるので、これをちょっと、はみ出すというのは、なかなか難しいんですけども、この中であれば、今の議論であるような、サイト調査、アセスある、なしというところであれば、ちゃんと現状で読めるな、と思うんですね。

作本審査役：

ちょっと整理させていただいて。今、村上さんのお話。一つは、今、環境有無の仕分けがあるわけですね。それは採択のほうに使われることがあるかと思います。もう一つの、この今の「熟度」の内容というのは、もう我々の委員会で使って、最終的に報告書をまとめるときに、出来に反映さえすればいいという、そちらのほうですね。ですから、採択委員会のほうには、働きかける必要もなければ、全く無関係に、独自でこちらが走らせるというところ。

村山座長：

経産省のほうにということですか。

作本審査役：

経産省のほうとは、また無関係に、我々が単独で勝手にメルクマールをつくって、言葉悪いですけども。

原科委員長：

当面、そういうことだと思いますけど。

作本審査役：

そして、Aにしようか、Bにしようか、1番目、2番目という区分けですよ。それをあとに徹底していくことによって、報告書の出来を我々が管理しよう。

村山座長：

では、予定の時間を過ぎましたので、今日はここまでとしますか。

佐々木主幹：

座長、先の前段の部分。いわゆる懇談会というか、コミュニケーションの手段、これをどう METI に打診するかということと、紙になるのかどうか。これ、ちょっと方向性ないと、動けないままになっちゃいますんで、ある程度は、もう、今。

柳副委員長：

それは、紙にないと動けないんですか。

佐々木主幹：

いやいや、そういう意味じゃなくて、ガイドラインの中のかたちに入れるとなると、結構大変というか、表現が。

柳副委員長：

それは入れなくてもいいと思いますけど、実績を踏まないと、なかなか難しいんじゃないですか。

佐々木主幹：

はい。だから、入れるの、なかなか難しいなという。

原科委員長：

最初からやっちゃうと、構えちゃうもんね。まず実績。やってみると。やってみることが大事。

柳副委員長：

構えますよ。情報公開されるんじゃないかと思いますよ。

佐々木主幹：

というのと、これ、村上課長、実際に持って行き方というか。ちょっと検討しないと。いやいや、孤立はしないようにしますよ。応援はしますよ、もちろん。

原科委員長：

経産省の担当者。私も付き合ってもいいけど、2~3人でちょっと相談するという感じで、少しフランクにやったほうがいいよ。コミュニケーション促進で。おっしゃるように、あんまり向こうが構えちゃうと困るから。

松本委員：

あるいはもう、ジェットロに負担をかけずに、こちらの委員会として、独自に委員長が、資金協力課とコンタクトをしてというのを、もしジェットロが許すのであれば。

柳副委員長：

持って行き方で、中身を説明しますということで。要は、文書だけ読んでも、やっぱり理解しにくいところがあるだろうから、だから、一応、口頭で説明しますと。そういうのを委員長が、数人でやりますから、それは秘密会なんで、だからあんまり情報公開されるわけじゃないし、ということで、持ちかけてみるというのは、一つ手だと思います。

村山座長：

佐々木さん、今の話、多分、ガイドラインにはあまり反映しない。努力事項みたいなものにするとは思いますが。

原科委員長：

こういう公開資料じゃなくて、覚書程度で。こういう公開資料じゃなくて。

村山座長：

文書になると、ちょっと……。

佐々木主幹：

になると、ちょっと大変だなという、ちょっと心配だったもんですから。そこだけ。

あと、ちょっと一点だけ。これ、ごめんなさい、作本さん、「経済産業省からの委託」という言葉を、相変わらず使ったんですが、村上課長、実際は、委託じゃないんですよね。「新日本監査法人からの委託事業」なんですよ、今は。

村上課長：

契約関係で言うと、そうです。

佐々木主幹：

厳密に言うと。間接的に言えば、同じですけども。ワンセット、今の状態じゃ、もちろん、名前を出しませんけれども。

村上課長：

再委託なんです。

村山座長：

今は出てますよね。経済産業省からの、、、

佐々木主幹：

そうなんです。出ちゃってるんで、ここがちょっと、何か工夫がちょっといるということ。

村上課長：

実態は一緒にやってる。

佐々木主幹：

ええ。

柳副委員長：

新日本監査法人は、昔からそうでしたっけ。前は、青山とか、やってなかったでしたっけ。ずっと新日本でしたっけ。

村上課長：

いや、この競争入札になってからは。

高梨委員：

もともとジェトロさんで、その後で新日本を入れた。

柳副委員長：

もちろんそれは知ってますけど、そうじゃなくて、新日本でしたっけ、監査法人。

村上課長：

そうです。

村山座長：

それでは、次回の日程を調整したいと思います。

(日程調整)

村山座長：

じゃあ、6月7日、金曜日の10時から12時。

じゃあ、今日はこれで。ありがとうございました。////////////////////<終了>////////////////////